

(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成31年3月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧の場所.....	1
(4) 縦覧期間	2
2. 方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
4. 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解.....	4

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、方法書についての環境の保全の見地からの意見を求めるため環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年1月11日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成31年1月11日(金)付けの日刊新聞紙5紙に公告を行った。

- ・朝日新聞(三重県版 ※伊賀含む)
- ・毎日新聞(三重県版 ※伊賀含む)
- ・読売新聞(三重県版 ※伊賀含む)
- ・中日新聞(中勢・伊賀含む/東紀州除く)
- ・伊勢新聞

② インターネットによるお知らせ

平成31年1月11日(金)から、事業者のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/news/>

(3) 縦覧の場所

① 関係自治体庁舎

関係自治体庁舎6箇所縦覧を行った。

- ・津市役所 環境部環境保全課
- ・津市役所 美里総合支所
- ・津市役所 芸濃総合支所
- ・津市役所 安濃総合支所
- ・伊賀市役所 本庁舎
- ・伊賀市役所 大山田支所

② インターネットの利用による公表

株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/news/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 31 年 1 月 11 日（金）から平成 31 年 2 月 26 日（火）
午前 9 時から午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く）
※法律に基づく縦覧期間は平成 31 年 1 月 11 日（金）から平成 31 年 2 月 10 日（火）
の 1 ヶ月間に、自主的に 2 週間の縦覧期間を追加しました。
- ・ 電子縦覧：平成 31 年 1 月 11 日（金）午前 9 時から平成 31 年 2 月 26 日（火）
から午後 5 時まで
※法律に基づく縦覧期間は平成 31 年 1 月 11 日（金）から平成 31 年 2 月 10 日（火）
の 1 ヶ月間に、自主的に 2 週間の縦覧期間を追加しました。

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数を以下に示す。

- ① 津市美里社会福祉センター（三重県津市美里町三郷 46-3）
日時：平成 31 年 2 月 6 日（水） 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
来場者数：50 人
- ② 津市錫杖湖水荘（三重県津市芸濃町河内 679 番地）
日時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 1 時から午後 3 時
来場者数：35 人
- ③ 伊賀市大山田東体育館（三重県伊賀市猿野 1316）
日時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 7 時から午後 9 時
来場者数：14 人
- ④ 津市安濃中公民館（三重県津市安濃町東観音寺 483 番地）
日時：平成 31 年 2 月 8 日（金） 午後 6 時 30 分から午後 10 時
来場者数：79 人

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 1 月 11 日（金）から平成 31 年 2 月 26 日（火）まで
なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

意見書は、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書総数は 27 通、意見総数は 172 件であった。

4. 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (1/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.1		
No.1-1	<p>平木在住の者としてのべます。</p> <p>平成26年6月の事故、ウィンドパーク笠取、19号機について、地区から、2.1km直線で離れています。自宅、家の中に、玄関にいたところ、屋根がふっとぶ程の風、体感でした(数人は体感していると思う)。グリーンパワーインベストの計画を閲覧しましたが1.5倍程大きいです。在所から1.7kmの所、もう少し近いのか、分かりません。</p>	<p>ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電所の事故についても、国(経済産業省)の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。</p> <p>本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。</p>
No.1-2	<p>天気の良い日には、10~15羽程のタカが空をまいます。その様な環境と云う事という状況です。</p>	<p>今後の現地調査においては、住民の皆様から寄せられた多くの意見も踏まえ、ご指摘の猛禽類も含めた当該地域の生物相を広く把握することを努めてまいります。</p>
No.2		
No.2-1	<p>風力発電は、原子力発電に比べると安全安心だとは思いますが。でも最近になって、生物(人も含め)や自然環境に与える影響を知り、今のようになんかすすめるのに疑問を感じます。</p> <p>一部の企業などの利益が優先になっているようで、もし、大きな事故が起こった場合も、今ある社会問題同様、責任もきちんととってもらえないままになり、そのような代償など様々考えたら、伊賀の大事な自然をこわすことは未来に申し訳ありません。よくご考慮下さい。</p>	<p>ご指摘の通り、風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。万が一事故等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。</p> <p>次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (2/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.2-2	<p>このように意見を募って下さっても、多くの市民は知らなかったり、無関心でいます。出来てしまってからでは遅いので、市民に広く確実に知らせ、声をきいてほしいと思います。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいては、準備書段階で住民説明会を開催し、地域住民の皆様と十分な協議や情報共有を行います。</p> <p>また、上記の環境影響評価の手続きを遵守するのはもちろんですが、今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>
No.2-3	<p>新市役所のロビーに子どもたちの未来の伊賀市を描いた絵が展示されていました。ほとんどの子どもが、伊賀市の自然が好きで残してほしいと望んでいます。自然は見るだけのものではなく、私たちの生活そのもの「環境」とはそういう意味だと思えます。よろしくお願い致します。</p>	<p>事業を実施するに当たり、生活環境や自然環境への影響を予測、評価し、その結果に応じて必要な保全措置を検討するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>
No.3		
No.3-1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設10サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリの出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書)P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類に対しては、専門家の指導の下、その生息状況や飛翔状況を把握し、事業計画に基づき影響の予測を実施します。また、必要に応じて保全措置を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (3/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-2	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施してほしい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行う事を表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>今後実施する調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を踏まえるとともに、保全措置についてはご指摘の稼働制限も含めた最新の技術・知見を収集するよう努め、適切な環境保全措置の検討に努めてまいります。</p>
No.3-3	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>今後予定しているコウモリ類の現地調査では、重要種に限らず当該地域のコウモリ類相の把握に努めてまいります。また、その結果に基づき、予測、評価及び専門家へのヒアリングを実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</p>
No.3-4	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う P297「バットディテクターによる飛翔高度調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>バットストライクに係る予測については、専門家の助言や国内における最新の知見を収集し、影響予測に資するよう努めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (4/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-5	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>バットストライクに係る予測については、専門家の助言や国内における最新の知見を収集し、影響予測に資するよう努めてまいります。</p>
No.3-6	<p>■専門家へのヒアリングは「年月」だけでなく「年月日」まで記載すること</p> <p>他事業のヒアリング内容を流用する悪質な業者がいた。ヒアリングの「年月」の記載だけでは、それが適切に実施されたものであるか、閲覧者は判断できない。よって、ヒアリング年月だけでなく年月日まで記載すること。</p>	<p>準備書では、専門家ヒアリングの「年月日」まで記載いたします。なお、方法書における専門家ヒアリング「年月日」は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物全般：平成30年10月24日 ・哺乳類、コウモリ類：平成30年10月26日 ・鳥類：平成30年10月14日 ・植物全般：平成30年11月2日
No.3-7	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、ソナグラムによる種の同定は難しいことを踏まえ、得られた音声については、無理に種名を同定せず、周波数帯をグループに分けて利用頻度や活動時間を調査するよう努めてまいります。</p>
No.3-8	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起るので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>ご指摘のとおり、自動録音調査と捕獲調査は別日に実施することとします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (5/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-9	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける(うけさせる)べきだ。 ・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと)。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<p>コウモリ類の捕獲申請は、関係機関に適切に行います。</p> <p>また、捕獲に当たっては、専門家にヒアリングを実施し、調査時期、調査手法、捕獲後の取扱い等、ご指摘いただいている事項を含む詳細について確認し、調査計画を作成し、適切に行います。</p>
No.3-10	<p>■飛翔高度調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる飛翔高度調査地点が1カ所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、全ての風力発電機設置位置(8箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>飛翔高度調査については、バットディテクターを風況観測塔の複数の高度に設置し、自動録音によって、コウモリ類の飛翔高度を把握する手法が一般的に行われております。本事業においても、風況観測等を1箇所を設置する計画であることから、ご指摘の形を計画したものです。</p> <p>その他の対象事業実施区域内については、別途バットディテクターによる夜間の任意地点における調査又は踏査を行い、コウモリ類の音声の入感状況による生息の有無を確認する予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (6/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-11	<p>■P303 飛翔高度調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は5月から10月頃とし、その理由を「コウモリ類の主な活動時期であるため設定する」とある。しかし「主な活動時期」とした根拠が曖昧である。そもそも現地におけるコウモリの「主な活動時期」は不明のはずであり、それは実際に現地調査をした上で判断すべき話であろう。調査をする前から「主な活動時期は5月から10月頃」と決めるのは早まった一般化ではないのか。安全側にたち、4月から11月まで飛翔高度調査を実施すること。</p>	<p>ご指摘の点も踏まえ、専門家の指導の下、引き続き適切な調査期間について検討してまいります。</p>
No.3-12	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>ご指摘の点も踏まえ、専門家の指導の下、引き続き適切な調査時間についても検討してまいります。</p>
No.3-13	<p>■枯葉トラップではバットストライクの予測はできない</p> <p>事業者は枯葉トラップを設置するようだが、テングコウモリ属の捕獲調査を重点的にしたところで、バットストライクの予測はできない。風発アセスにおいて枯葉トラップは無駄な調査である。仮に専門家の発言であろうと、『予測に使用できない無駄な調査』に貴重な労力を割くべきではない。</p>	<p>枯葉トラップについては、専門家の助言により、実施を計画したものです。対象は必ずしもバットストライクに限定するものではなく、地域のコウモリ類相を広く把握し、予測・評価する必要があると考えております。</p>
No.3-14	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットストライクを適切に予測するため、バットディテクター調査は『すべての風力発電機設置位置(8箇所)』にて行うこと。</p>	<p>バットディテクターによる夜間の任意地点における調査又は踏査を行い、コウモリ類の音声の入感状況による生息の有無を確認する予定です。</p> <p>夜間の任意調査地点又は踏査ルートについては、準備書に記載します。</p>
No.3-15	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書に使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>ご指摘の通り、準備書において使用するバットディテクターの型式、探知距離及びマイクの設置方向等、調査の実施内容について掲載することといたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (7/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-16	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているのだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』の措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年 9 月修正版)に示されている以下の定義と考えます。</p> <p>回避：事業行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避すること。影響要因を遠ざけることによって発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減(最小化)：事業行為の程度・規模を制限することによって影響を低減(最小化)すること。以上の考え方をもとに、適切な措置をいたします。</p>
No.3-17	<p>■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>コウモリ類への回避措置については引き続き新たな技術・知見を収集し、より良い保全措置を検討いたします。</p>
No.3-18	<p>■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (8/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-19	<p>■コウモリ類の保全措置(回避)について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	<p>風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
No.3-20	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
No.3-21	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること(低減措置)』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
No.3-22	<p>■コウモリ類の保全措置(低減措置)について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (9/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-23	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後実施する調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を踏まえるとともに、保全措置については最新の技術・知見を収集するよう努め、適切な環境保全措置の検討に努めてまいります。</p>
No.3-24	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>今後実施する調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を踏まえるとともに、保全措置については最新の技術・知見を収集するよう努め、適切な環境保全措置の検討に努めてまいります。</p>
No.3-25	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>今後実施する調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を踏まえるとともに、保全措置については最新の技術・知見を収集するよう努め、適切な環境保全措置の検討に努めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (10/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.3-26	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一般的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>今後実施する調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を踏まえるとともに、保全措置については最新の技術・知見を収集するよう努め、適切な環境保全措置の検討に努めてまいります。</p>
No.3-27	<p>■月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>事後調査の具体的な実施頻度等については、今後実施していく調査、予測、評価及び専門家へのヒアリング結果を基に検討を進めてまいります。</p>
No.3-28	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>頂戴したご意見は、要約せずにそのまま掲載することといたしました。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (11/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.4		
No.4-1	<p>1、この間の住民説明会の場でも出された意見でも明らかなように、多くの方がこの事業そのものを知らない。また環境影響評価方法書や、「縦覧」についても知らない。説明会の開催すら知らない人が多い。住民にもっと知らせるべき…と、電話で伝えて、その結果、とった行動はほとんど意味をなさなかった。このように対象となる住民の多くに「知らせず」、住民の多くが「知らない」まま進めることに意味があるのか。意味があるとしたら、「形式的に進めた」という事実のみ。住民説明会ではさかんに「住民のみなさんと…」と言っていたが、それが真実の思いなら行動で示すべきではないだろうか。</p>	<p>地域住民の皆様への周知方法については、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります。先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載や、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りましたが、今後は前述の方法以外にも、例えば広報誌への掲載のお願いや、より広い地域で回覧をお願いするといった他の方法も含めて検討して参ります。</p>
No.4-2	<p>2、以上の点から、意見書の数以上の住民の声があるのは明らかである。そうした声をどのように反映させるのか。</p>	<p>今後、事業計画の熟度を高めていく過程の中で、より多くの地域の方々のご意見を賜るよう努めて参ります。</p>
No.4-3	<p>3、風車の位置が示されていない。エリアしか示されていないのに、きちんとした影響調査ができるのか疑問。説明会では担当者は「あくまでエリアを示しただけで、実際の風車の建つ位置は違う」といった旨の回答をしていた。都合よく使い分けていないか。「ごまかし」ではないか。きちんと位置を示し、そこに建った場合の影響を調査すべき。</p>	<p>風力発電機の配置は、当該環境影響調査の結果を含む風況・地形・土地規制等の各種調査結果、更には土地の所有者様との協議を踏まえて最終決定するのが通常の手続きであり、本事業においても同様の手続きを予定しております。</p>
No.4-4	<p>4、方法書 P97 長野峠から登山道が経ヶ峰山頂まで続いている。また他にも登山道が存在する。事業は異なるが、今回、同時に環境調査を行うウインドファーム津芸濃事業に対して、詳細な登山道マップをつけた意見書が出されている。にもかかわらず、なぜ、それを無視して反映させないのか。説明会では担当者は何度も経ヶ峰に登ったと答えている。ということは登山道についても見ているはずである。「登山道にもいろいろあって…」と説明会で答えていたが、国土地理院の地形図にも、この環境影響評価方法書の地図にも登山道が示されている。それなのになぜ、登山道を反映させないのか。またわざわざ登山道の上に風車を建てるのか。</p>	<p>方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。</p> <p>今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、準備書への掲載方法を検討いたします。</p> <p>また、風車の設置位置については、4-3でも質問頂いている通り、まだ決定しておらず、当該環境影響調査を含む各種調査の結果も踏まえ、環境面にも十分配慮し風車位置を決定してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (12/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.4-5	<p>5、方法書 P227 景観について。説明会の場で三重県環境保全事業団の方が認めたように、景観は数値では測れない。そして「このような場(説明会)でみなさんの意見を聞いていくほかない」旨の回答をしていた。とすれば、どのような方法をとるのか。どのような場で、誰に対して、どのような形で意見を聞くのか示すべきである。また、その意見をどう評価するのか。角度や範囲では測れない旨も記載すべきである。言うまでもないが、これは「多数決」でも測れない。アンケートなどもなじまない「心の問題」である。それをどのように「評価する」のか明記すべき。</p>	<p>景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
No.4-6	<p>6、方法書 P235 経ヶ峰は歴史があり、周辺の多くの学校の校歌にも歌われている山である。多くの登山者が登っているし、周辺住民は日々経ヶ峰の美しい姿を目にしている。まさに経ヶ峰は「心の風景」である。今回風車を建設すると多くの地域から経ヶ峰山域に風車が見えると予測されている。先に述べているように、これは「景観」の問題でなく「文化」の問題である。「環境影響調査」だけクリアすればよいという問題ではない。</p>	<p>経ヶ峰をはじめ環境影響評価の「景観」「人と自然のふれあい活動の場」といった調査対象項目については、前述のとおり、学識経験者や住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (13/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.4-7	<p>7、方法書 P117、P123 騒音について。建設エリアから 0.6km、1.7km に住居等建築物が存在する。道路に面する地域以外の地域の騒音に係る環境基準が示されているが、あまりに大雑把な区分であると言わざるを得ない。平木地区や伊賀越あたりの地域では、そもそも自然の音以外はあまりしない。そういう地区では人工物の音はとても気になる。現状の音のレベルを測り、それと風車ができた後の音のレベルと比較すべきである。環境保全上配慮すべき施設が挙げられているが、デイサービスセンターがそれに該当するならば、高齢者が多く住む地区そのものも同様の配慮をすべきである。また、騒音もまた景観と同じく「心の問題」を含む。ミソフォニアなどのように音は精神とも深く結びつく。同じ音がある人には気にならず、ある人には不快に思える例は枚挙にいとまがない。このような「心の問題」をどう測り、影響を評価するのか。住民は、風車を建てられた後、音が気になってもそこで暮らし続けねばならないのである。「基準値内」だから大丈夫では片づけられない。「子宮頸がんワクチン」の副反応の問題でも明らかなように、%が少ないからと「大丈夫」とは言えない。全国の風力発電所で、騒音(低周波も含めて)で苦痛を訴えている人がいる。その例も記載すべきである。リスクはリスクとして明らかにするのも環境影響評価ではないか。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日 環境省)も参考といたします。</p> <p>環境保全上配慮すべき施設については、引き続き慎重に調査、検討し、最終的な風車の配置を含む事業計画に反映してまいります。</p> <p>また、騒音に関するご指摘については、物理的な影響を極力低減することと共に、再生可能エネルギーの重要性や必要性をよりご理解頂ける様、事業者として最大限努めることもまた肝要であると認識しております。</p>
No.4-8	<p>8、コウモリ、オオサンショウウオ、ネコギギ、ヤマネなど希少な生物がいる地域である。専門家による調査が行われるとは思いますが、調査には数年という時間と相応の人員を割いて、回数を重ねて調査すべきである。「いない」という予測をしたにもかかわらず、実は存在していたという例は多々ある。「いない」という予測を立てたのなら、それなりの根拠が必要である。「いない」ことをきちんと証明すべき。環境を改変した後で「いる」ことがわかっていても時すでに遅しである。</p>	<p>ご指摘のような希少な生物については、取りこぼし・見逃しのないよう複数の調査地点、調査日、調査人員、調査手法等を用いて実施することとし、その手法や結果についても専門家・学識経験者に助言を仰ぐことで、客観性のある調査を担保するよう努めてまいります。</p>
No.4-9	<p>9、希少な生物だけが自然体系を構築しているのではない。多くの生物がかかわって自然体系は維持されている。一つ一つの生物の調査だけではなく、それがどのように影響しあっているか、今回の風車建設によって、その関係性にどのような影響が発生するかも明記すべきである。</p>	<p>希少な生物だけではなく一般的な生物も含め、複数の生物種の関係性について、生態系という視点から当該地域の現況と事業による影響の把握に努めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (14/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.4-10	<p>10、水源涵養保全林が存在するのではないか。今回のエリアにどのくらいの面積が存在するのか。また他の保安林などの割合も示せ。また水源涵養保安林は代替の保安林を確保する必要があると思うが、どこに確保するのか。現行の場合の保安林の水源涵養機能と、代替保安林に置き換えた場合の水源涵養機能の比較を示すべきである。水源涵養機能が確保されなければ、その影響は多大である。</p>	<p>保安林の指定状況は方法書 p. 164 に記載の通りです。</p> <p>今後事業計画の熟度を高める中で、保安林の指定種の状況を詳細に把握し、その指定目的に応じて、保安林が果たしている機能の担保についても検討し、関係機関と協議してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (15/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.4-11	<p>11、方法書 P353 県知事意見として「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にし」と書いてあるが、その答えは一般論でしかない。また「風の状況」「接続道路」「送電線」などを説明会では挙げていたが、それは事業者の「都合」でしかない。<u>この地域でしかない理由を挙げるべきである</u>。説明会では、あたかも他に適地は少ないかのように説明していたが、国の資料などを見ても他に適地はある。では、なぜ、「自然環境を犠牲にしてもなお」この事業をこの地で「実施する必要性がある」のか根拠を明確に示すべきである。</p>	<p>風況マップに基づく賦存量の観点では、他にもポテンシャルのあるエリアが存在します。一方、風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られています。(あくまで一例ですが、北海道や東北は非常に風況に恵まれておりますが、相対的に電力需要が小さく、送電線の空容量が逼迫しているといった課題がございます。)</p> <p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えており、引き続き皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (16/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.5		
No.5-1	<p>このエリアは南の青山高原に設置された風力発電設備と合わせて、自然環境への重大な影響が蓄積している。これ以上の負荷は望ましくないと考える。</p> <p>①特定水源地域になっており、保全に関する条例が平成 28 年に公布されている。工事による土壌のかく乱はその後植林されても水源かん養機能を著しく損なう。現在の林床の植生の植被率と現在の降雨量に対する土壌の浸食量と工事後予測される浸食量を示されたい。</p>	<p>ご指摘の通り、対象事業実施区域内の森林の多くが三重県水源地域の保全に関する条例に基づき水源地域及び特定水源地域に指定されておりますので、土地の賃貸等に先立ち条例に基づいた届出を行うこととなります。</p> <p>また、対象事業実施区域には水源涵養保安林も含まれておりますので、当該保安林の土地使用にあたっては、保安林が果たしている機能の担保についても検討し、関係機関と協議してまいります。</p>
No.5-2	<p>②平木の旧長野トンネルはコウモリの生息地となっている。方法書には上部を通行する工事車両の通行の騒音や振動やトンネルは大変古いもので強度も調査されたい。方法書には見られないため追加を求める。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域としては、ご指摘の旧隧道は含まれておりません。そのため、直上に風車が設置されたり、工事関係車両等が走行するといった可能性はなく、隧道の耐久性に影響を及ぼす可能性は想定しておりません。</p>
No.5-3	<p>③ハイキングコースに長野から尾根をたどる登山道が対象になっていない。2018 年 10 月みえスポーツフェスティバルでも利用されている。追加調査を求める。</p>	<p>いただいたご意見を参考にさせていただき、今後の現地調査や予測・評価を実施してまいります。</p>
No.6		
No.6-1	<p>さる、いのしし、しかが建設することで来ることがあれば大変です。建設は反対。</p>	<p>獣害の全国的な増加の要因については、学識者の間でも様々な議論がなされているのが現状です。</p> <p>今後、現地調査を実施し、各種動物の生息状況を把握する予定です。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。</p>
No.7		
No.7-1	<p>・近年の漁業関係者は、きれいな海を保つために、森林との連携を強化して、山で植林事業を展開するほどであるが、今回の平木阿波の計画において、三重県漁業協同組合連合会等との協議は済んでいるのか。</p>	<p>現時点において、漁協関係者との協議は行っておりませんが、今後事業計画が詰まって行く中で、影響を及ぼす可能性のある河川については、適宜当該河川の漁協関係者の方々との協議を実施していくことを予定しております。</p>
No.7-2	<p>・風車を建てるとなると当然周辺の樹木を伐採することになると思うが、風車 1 機あたりどれくらいの面積を伐採するのか。また、想定している基礎の形状、大きさ、根入れの深さ、コンクリート量を示して欲しい。</p> <p>現地はあまり良い地盤ではないと思われるが、杭を打つことも想定しているのか。その場合どのような仕様のものを考えているのか。</p>	<p>本事業における具体的な森林伐採面積は未定ですが、一般的に 3MW 級の風車 1 基に必要なヤード面積は 2,500 m²程度と想定しております。基礎の形状や仕様は今後の地質調査などの結果を基に、杭基礎も含めて検討する予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (17/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.7-3	<p>・将来、風車を解体する場合、基礎をすべて掘り出す約束はできるのか。掘り出した後の埋め戻しには何を投入するのか。</p> <p>また、撤去した後、植林するのか。どのような樹種を植えるのか。獣害対策はできるのか。</p>	<p>資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。</p> <p>一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了し風車を撤去する場合、基礎については斜面の安定等も考慮しながら撤去し、土の埋戻し等の処理を行うことを想定しておりますが、具体的には土地の所有者様や関係機関と協議の上、方法を検討いたします。</p>
No.7-4	<p>・現地に生息する動物について、「現状」の調査はするようだが、工事以降の「推測」はできるのか。また、それぞれの食物連鎖についてはどうか。</p>	<p>当該地域に生息する動物の現状の調査結果を踏まえ、事業計画に基づく環境変化の影響について、既存の事例等を参考に、その変化を予測し、必要に応じて保全措置を検討いたします。また、食物連鎖については、生態系という視点から、同様に調査・予測を実施します。</p>
No.8		
No.8-1	<p>・2月6日～8日開催の住民説明会について</p> <p>住民への周知のための貴社としての努力は評価できるものではなく手続きとし説明会を行ったという印象しか持てなかった。説明会での対応も「みなさんの大切な経ヶ峰であることは理解しているが、どうしても建設したいのでご理解下さい」というような本気度は感じられず、内容においても手続きといった感が否めない。地域のシンボル、山岳信仰の山に建設しようという行為をもっと自覚して地域に向き合うべきだ。</p>	<p>頂いたご意見を真摯に受け止め、今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>
No.8-2	<p>・広域林道の使用について</p> <p>林道計画が持ち上ってから20年以上経過しても今なお完成していない。まさ土という土質であるがゆえ、崩落しやすく台風等で常に補修をせざるをえない状況になっている。この道路を搬入路にする事に不安を感じる。崩落の危険水源への影響この林道の目的の中に自然とのふれ合いもあったと思うが目的に逆行するのではないか。</p>	<p>事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計・施工を行い、安全面に十分配慮した上で林道を設置してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (18/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.8-3	<p>・水源の問題 計画地は水源かん養・保安林と土砂崩落の保安林になっている。 津市は水道水源保護条例ももっているが、整合性、水源への影響をどう考えているのか。</p>	<p>本事業は津市水道水源保護条例における対象事業にあたらないと認識しておりますが、ご指摘の通り、対象事業実施区域には水源涵養保安林も含まれておりますので、当該保安林の土地使用にあたっては、保安林が果たしている機能の担保についても検討し、関係機関と協議してまいります。</p>
No.8-4	<p>・電力の確保 津市は H28 度に市内全世帯をまかなえる再生エネルギーを確保できている。 配慮書における知事の「自然環境を壊してまで建設しなければならない理由を明らかにせよ」という旨の意見に県のエネルギービジョンへの貢献と答えているが、津市においては確保できている中、なぜ、経ヶ峰に建設するのか。 「風・道・高圧線」だけではない、明確な説明を求めたい。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えており、引き続き皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (19/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.8-5	<p>・ 笹子林道の利用</p> <p>R163 平木方面からしか工事車両が出入しないかのような説明を河内自治会長にされたと聞いていたが、笹子谷方面からもダンプカー等工事車両の出入りがあるという。しゃくじょう湖への土砂の流入をどう防ぐのか。ダンプ等通行は狭い区間、どう対応されるのか。明確に。</p>	<p>(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業では笹子林道の利用は想定しておりませんが、隣接するウィンドファーム津芸濃事業に関する質問として回答します。</p> <p>大型資材の輸送については一般国道 163 号線を利用して長野峠手前から林道経ヶ峰線に入るルートを想定しており、県道 42 号線から笹子林道に入るルートは想定しておりませんが、ダンプトラック等の工事関係車両については 163 号線からのルートに加えて、県道 42 号線から笹子林道に入るルートについても使用の可能性を想定しております。工事関係車両の通行自体が直接土砂の流入につながるものではありませんが、事業実施区域の土地の改変等により影響が想定される場合には沈砂池を設けるなどの対策を検討してまいります。工事車両通行時の安全対策など具体的な工事計画は今後検討してまいります。</p>
No.8-6	<p>・ 景観⇒フォトビューイングは、誰が、どのように評価するのか。明確に。</p>	<p>景観につきましては、まずはフォトモニタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
No.9		
No.9-1	<p>はっきりした風力発電の設置基数と配置場所を示して下さい。</p>	<p>本事業における風力発電機の基数及び配置は現在検討中であり、詳細は風況・地形等の条件や、土地の所有者様、風車メーカーとの協議等を踏まえて決定してまいります。</p>
No.9-2	<p>風の強い危険な日に風力発電は止められますか。</p>	<p>台風などの暴風時には、風力発電機は安全のために自動的に停止します。具体的には、ブレードを風に対して平行にすることで風の力を逃がし、風車に大きな負荷がかかるのを防ぎます。</p>
No.9-3	<p>歴史的遺跡がどんどん見つかりつつあります。遺跡調査を専門家をたのんで調査して下さい。</p>	<p>対象事業区域内については、環境影響評価手法書 157～159 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (20/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.9-4	林道は林業事業の為に造られています。林業関係以外に使わないで下さい。	林道経ヶ峰線については、林業用途のみならず一般の利用も想定されているものです。 林道の利用にあたっては、必要に応じて三重県及び津市等の関係機関と協議するように致します。
No.9-5	登山ルートに影響しないようにして下さい。平木鳥羽尾ルートは保守して下さい。	平木鳥羽尾ルートは(仮称)平木阿波ウインドファーム事業の事業実施区域に含まれておりません。隣接する(仮称)ウインドファーム津芸濃事業もあわせた回答になりますが、登山ルートへの影響については今後、環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握につとめるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。
No.9-6	要約書 P48 図 6.2-2 の騒音①②③地点で騒音(低周波も)について、定期的に計測して下さい。WHO(12月発表)の風力発電 45db 以下(昼間でも)を守って下さい。	騒音(低周波音も含む)については、環境影響評価方法書 272~277 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づき、調査を実施します。 予測結果の評価にあたっては、基本的に日本の環境基準や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日環境省)も参考といたします。なお、ご指摘の WHO のガイドラインについては、今後詳細な内容の把握に努め、その取扱いについて検討してまいります。
No.9-7	地域への貢献することは何ですか。	今後、事業計画の熟度を高めていく過程の中で、地域の皆様と協議しながら、地域特有の課題や想いを把握した上で、発電所の事業運営を通じて、どのような取り組みが地域の振興につながるのか検討してまいります。
No.9-8	詳細が分かりませんので建設には反対です。説明会をもっと開催し、詳細を教えてください。	今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。
No.9-9	調査は三重県人ばかりでなく、全国でりっぱな専門家にも依頼をお願いします。	調査にあたっては、各調査項目に精通した人員を配置し、調査を実施いたします。 また、方法書や準備書の各段階で、国や県の審査会において学識者による審議をしていただくこととなっております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (21/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.10		
No.10-1	<p>1. 人と自然との触れ合いの活動の場 ハイキングルートは配慮書と同じで、津芸濃事業で出された意見がまったく反映されていない。当事業の区域内にも、経ヶ峰山頂から長野峠に至る尾根上にルートが存在している。現地踏査を入念に行い、登山関係者の情報も入手し、正確な情報に基づき評価されたい。赤白鉄塔付近も休憩ポイントである。</p>	<p>方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。 今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、準備書への掲載方法を検討いたします。</p>
No.10-2	<p>2. 防災上の懸念 住民説明会では防災上の規制、区域指定の説明がほとんどなかった。平木集落上流部は土石流危険渓流に指定されている。気候変動が激しい昨今、降雨強度も大きくなっており、上流部の尾根等で、土地の改変が行われると、土石流の発生も危惧されることから、保安林区域とあわせ、発電機設置区域から除外すべきである。安全安心は地域住民にとって大きな関心事である。指針に基づき検討するのであれば、定量的な評価を、住民に対して、わかりやすく説明されたい。</p>	<p>ご指摘の通り、対象事業実施区域及びその周囲には土石流危険渓流や保安林が存在しておりますので、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を極力回避するとともに、土地の改変量が極力小さくなるように計画し、関係機関と協議してまいります。 また、地域住民の皆様にもご理解を頂けるよう努めてまいります。</p>
No.10-3	<p>3. 林道事業との関係(事業計画についての質問) 事業実施区域内では、林道経ヶ峰線の事業が進められおり、美里側については、ハイキングルートと交差し、赤白鉄塔付近まで工事が完成している。しかし芸濃側ルートと一本になるには、まだ相当の期間を要すると思われる。先日の説明会では工事用道路として先行し、後に林道に転用するといった肩代わりはしないとのことであったが、再確認したい。 又、事業の進め方として、林道の全線完成を待たずに完成した林道区間を利用して段階的に発電機設置を行うことも検討されているのか確認したい。</p>	<p>林道経ヶ峰線の未建設部分については、今後事業の計画熟度を高めていく中で、関係機関と協議を行いながら検討を進めてまいります。 (仮称)平木阿波ウインドファームの事業実施区域との関連では、事業実施区域の比較的奥の方まで林道が建設されている状況ですので、林道の全線完成を待たずに本事業の工事を開始することも考えられます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (22/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.11		
No.11-1	<p>(前おき) 過去の例として、「青山高原ウィンドファーム」等が近くにありますので、当初のころの「環境影響評価」と、現状(2019年ちかく)との「くいちがい」が、実際どれほどかが気になって調べております。が、調べるにつれ、行政側から指導がはいったり、想定外のがけくずれ(小さなものが多い)などなんらかの問題が出ていることを知りました。(そう考えると、今段階での「…方法書」そのものの意義さえわからなくなります。それはさておいて…今回の件)</p> <p>・業者様側からは、「法的に問題がない」という回答に行きつくと思いますが、上記の過去の事例をもっといねいに住民に説明すべきと考えます。素人にも理解できるように。また、実質(過去の例を見て)問題は多くおきているので、そこは、「合法だから何をしても良い」というのではなく、冷静な判断をすべきだと思います。</p>	<p>近隣の既設の風力発電所は他事業者によるものですが、公開情報の収集に努めるなどして、教訓を活かしながら、本事業の事業計画の熟度を高めてまいります。</p>
No.11-2	<p>昨今の電力事情を調べていますが、「送発電の分離」、「不安定な風力のバックアップ」など、これから決して経済的には明るくないなかで、「実際、経済的だけでなく、環境的に見て、本当に採算がとれるのか？(それは、想定内外の事故、最終の撤収、地域をまきこむ災害すべてをふくんで)」ていねいに説明をしないと「社会のため」ではなく「事業者様の利益のため」だけにしか見えなくなるおそれがあるからです。社会のために開発するのであれば今急ぐことはありません。国内企業がもう一度風車を造るまで(日本に合った)まちましよう。</p>	<p>送発電の分離は、送配電部門の中立性の一層の確保を目的として行われるものです。固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電した電気は電力会社が一定価格で一定期間買い取ることが約束されますので、送発電の分離や風力が変動性の電源であることは、本事業の経済性に悪影響を及ぼすものではありません。</p> <p>本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>我が国の低いエネルギー自給率や、地球温暖化・気候変動問題への対応を考えると、自然エネルギーを少しでも普及させることが、持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (23/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.12		
No.12-1	<p>景観をこわし環境をおびやかすこの計画には反対します。</p>	<p>景観を含む環境調査は、これから調査、予測、評価を行い、風力発電機の配置の検討等、必要に応じて保全措置を検討いたします。</p>
No.13		
No.13-1	<p>経ヶ峰は子供にとっても遠足で登ったり、校歌に出て来たりして親しみのある山です。なので小、中学生にむけての説明もするべきです。</p>	<p>小中学生のみを対象とした説明会は想定しておりませんが、今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>
No.14		
No.14-1	<p>斜面の崩落、台風などによる豪雨時における河川部や居住地域への多量の土砂流出、流入に対する懸念</p> <p>建設計画が上がっている周辺地域には多くの砂防指定地や砂防指定河川が存在しており、また近年の台風などの影響で実際に事業実施地域周辺での大規模な斜面の崩落なども発生している。</p> <p>基礎工事や作業車等の往来、樹木の伐採とそれに伴う地盤の整備等で斜面の崩落や地滑り、道の陥没や破損といった問題が発生する可能性は低いと考えるが完全な対策をとれるのか。</p> <p>河川などへの改変は行わないと明記されていたが実際に土砂の流入などが明らかになった場合、その地域に与えた影響を完全に補填できなければ話にならないと思うのだがそれらを確実に担保できるのか、またその際には責任の所在が明確にされていなければこれは明らかにおかしいと考えるが、その責任の所在と損害への担保を「事業者とその母体」に強く求める。以下、別添。</p>	<p>事業実施にあたっては、林地開発許可等の許認可取得が不可欠であり、その過程で関係行政機関に土地改変、並びに河川への影響等も評価頂くこととなりますので、それを踏まえ適切に計画してまいります。</p> <p>万が一、工事中や運転開始後に、斜面の崩落や河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (24/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.14-2	<p>別添</p> <p>・生息する動植物に関して</p> <p>平木阿波で約 150ha、津芸能で約 300ha もの山林を伐採・開発することによる生息環境への影響は極めて大きいと思われる。</p> <p>風力発電において大きく取り上げられるものに猛禽類があげられるが個人で観察しただけでもクマタカ・ノスリを始めフクロウや小型のミミズク類、ハヤブサ・チョウゲンボウといった猛禽類に加え渡りをする小型の猛禽類も数種確認されており、オオタカ生息の情報もある。</p> <p>クマタカやノスリは行動範囲が 800ha とも言われているが、調査範囲が余りにも狭すぎると感じる。営巣に利用しなくとも行動範囲と事業予定地が重なっているのであればそれは確実に何らかの影響を与え、被害を与えうるものだと考える。</p> <p>また、英科学誌であるネイチャー誌に発表された研究では「風力発電所は猛禽類を殺すという意味ではなく地域内に存在する猛禽類の個体数を減らすことで猛禽類にとっての捕食者となっている」というような指摘がされており強う懸念する。</p> <p>他の鳥類でもカッコウやヒタキ類、キツキ類など樹木に依存する種は非常に多く開発によって住処を失う個体が非常に多く発生することが考えられる。</p> <p>またため池などが多く存在すること、比較的静かな場にそういった環境が点在していることから水鳥類への影響も非常に大きいと思われる。</p> <p>事業予定地周辺は山の連なるエリアのちょうど谷部分に位置し、他地域の風車を避け渡りのルートの一つとして利用している可能性がある。</p>	<p>多くの鳥類の生息情報をご紹介いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、今回の事業については、事業実施区域としては約 150ha と記載しておりますが、これはそのまま樹木を伐採し、土地を造成する改変区域ではございません。</p> <p>この事業実施区域は、今後、風車を設置する場所、取り付ける道路等を検討していく範囲を示しているものであり、周囲の環境を漏れなく調査するため、広めに範囲を設定しております。</p> <p>なお、一般的に 3MW 級の風車 1 基に必要なヤード面積は 2,500 m²程度と想定しておりますので、8 基の場合は約 2ha となります。また、風力発電機のヤードに加えて管理用道路についても土地改変が想定されますが、実際の改変区域や面積は、今後事業計画の熟度を高める中で詳細を検討していくこととなります。</p> <p>希少猛禽類の調査範囲については、方法書 311 頁にお示ししたとおり、事業実施区域から周囲約 1.5km の範囲を計画しております。</p> <p>現地調査においては、猛禽類にとどまらず、その他の鳥類の分布・生息環境の把握に努め、事業の実施による影響について予測・評価を行ってまいります。</p>
No.14-3	<p>また鳥同様に飛翔する生物としてモモンガやムササビ、そしてコウモリ類が上げられる。</p> <p>彼らは非常に憶病且つ神経質であり、また音に対し非常に敏感であるため、風車が建設されることで一気に個体数を減らし、地域に根付いた個体群が離散・消滅してしまう危険性すらある。</p>	<p>今後の現地調査においては、ご指摘の飛翔性の哺乳類を含め当該地域に生息する哺乳類について広く把握することに努め、影響の予測にあたっては、専門家・学識経験者の助言を仰ぐとともに最新の技術・知見を収集し、適切な予測・評価を行ってまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (25/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.14-4	<p>コウモリは事業予定地のすぐ近くに貴重且つ重要な繁殖地もあり、事業主の説明ではその地域を避けるとあったが影響は確実でありそれも多大であると予測できる。</p>	<p>方法書 199 頁にもお示ししたとおり、専門家等へのヒアリングによって、事業実施区域近傍にコウモリ類の既知の繁殖地が存在することを把握しております。引き続き専門家の指導の下、現地調査を実施するとともに、予測、評価を行い、必要に応じて適切な保全対策を検討します。</p>
No.14-5	<p>また樹上を主な生活場所とし、各地で個体数の減少が懸念されているヤマネなどの小型哺乳類、そしてそれらを捕食するイタチやテンといった小型の肉食動物にも相当の影響が懸念される。</p> <p>特にヤマネやリスなどは木の洞などを主な住処や繁殖場所として利用することが多く、木々の伐採によりそういった樹木を失い個体数がさらに減少してしまうことは避けられないと考える。</p>	<p>今後の現地調査においては、ご指摘の小型哺乳類も含め当該地域に生息する哺乳類について広く把握することに努めてまいります。また、これらの小型哺乳類が利用する可能性のある樹木の分布についても、植生調査等により把握してまいります。これらの結果を踏まえた影響の予測にあたっては、専門家・学識経験者の助言を仰ぐとともに最新の技術・知見を収集し、適切な予測・評価を行ってまいります。</p>
No.14-6	<p>そうしてそういった小動物の減少は肉食動物の飢えを招き、ただでさえ多発している家禽や愛玩動物、農作物への被害を拡大させるものである。</p> <p>現に該当地域ではアライグマ・ハクビシンを始めとする肉食動物による害獣は多数報告されており、罠などによる捕獲例も数多い。</p> <p>また、他地域での開発が進んだことによりカモシカ等の大型草食動物が徐々に移ってきていると言われている。</p> <p>また青山高原付近において、風力発電建設とシカの増加に関連性が見られるというデータも得られた。</p> <p>猪の害も非常に増えている。ありとあらゆる箇所猪が摂餌している痕跡や足跡が見られ、現状でさえ多くの被害が出ているがこれがさらに増加した際や、現状予測できない損害が発生した場合事業主側はどのような対策を講じられるのか。明記してもらいたい。</p>	<p>当該地域における害獣の事例についての情報をご提供いただき、ありがとうございます。</p> <p>獣害の全国的な増加の要因については、学識者の間でも様々な議論がなされているのが現状です。</p> <p>今後、現地調査を実施し、各種動物の生息状況を把握する予定です。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (26/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.14-7	<p>昆虫類では絶滅危惧種に指定されているギフチョウが伊賀・津両市の山間部に生息しており、幼虫は同地区に自生するヒメカンアオイやスズカカンアオイに依存している。</p> <p>そのため、ギフチョウの個体群を保護するにはそれら食草となるカンアオイ属の保全は不可欠である。</p> <p>ギフチョウの生息状況は県博物館で確認できるが、何故こういった希少種がいることを確認しながら建設計画を進めようとしているのか疑念を抱かざるをえない。</p>	<p>ご指摘のギフチョウについては動物を対象とした現地調査で、ヒメカンアオイやスズカカンアオイについては植物を対象とした現地調査で、それぞれの生息・生育状況の把握に努めてまいります。これらの調査結果を踏まえ、事業による影響の予測を実施した結果、重大な影響が及ぶと判断される場合には、適切な保全措置を検討いたします。</p>
No.14-8	<p>次いで水環境・そこに生息する生物に関して。新名神高速道路の建設予定ルートが今回の方法書に名前が挙がっていたホトケドジョウたった1種のために変更されたことについては周知の事実であるが、今回の方法書作成にあたり当然ながら配慮・計画検討の対象として設定されていると捉えているが具体的な保全・対応はどのようなになっているのか説明が不十分でありとても看過できるものではない。</p>	<p>本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲にホトケドジョウが生息するような環境（湧水の細流）が存在する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしておりません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査では、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万一ご指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。</p>
No.14-9	<p>またホトケドジョウ等の個体群の多様性は広く知られるものであるが、該当地区の個体群に何らかの問題が発生し、壊滅的な被害を受けた場合取り返しが付かないものとなる。</p> <p>ウツセミカジカなど清流にしか棲息できない希少な魚類も多く生息し、それらは水環境に強く依存している。</p> <p>その環境を乱そうとしている自覚を持っているのか全く分からない。</p> <p>そこまで調べてリストアップしたのであれば当然配慮すべき事項であると提言する。</p>	<p>前述のとおり、本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲に希少な魚類が生息する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしておりません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査では、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万一ご指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (27/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.14-10	<p>さらに付け加えると両生類では国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオを始めとしたサンショウウオ類が生息している地域であるが、それらの保全に関する情報や体制が全く提示されていないのではないかと。</p> <p>本当に現地を調査し、ありとあらゆる資料・文献等を確認したのが甚だ疑問である。</p>	<p>前述のとおり、本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲に希少な両生類が生息する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしておりません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査において、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万一ご指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。</p>
No.14-11	<p>専門家に対するヒアリング調査を行ったとあるが、現地における調査が致命的に不足しているように思われる。また、専門家とあるが何故大学教授等の専門性の高い有識者に意見を求めなかったのか。改めてそういった有識者監督の下現地・文献等の調査・情報の収集と修正を求める。</p>	<p>方法書までの段階においては、既存文献等の資料調査が基本的な調査手法として位置づけられています。現地調査については、本方法書にお示しした調査方法等について、国、県の委員会で学識経験者に審議していただいた上で、その後を実施することとなります。</p> <p>また、専門家へのヒアリングについては、対象とする生物群に関して、当該地域で長年の調査・研究の経験を有しており、生息・生育状況等について豊富な知見を有しておられる先生が望ましいと考え、今回の人選といたしました。</p>
No.14-12	<p>これらをこの国から奪いかねない計画を進めるからには最低限完全なる原状復帰とそれを行うための担保が必要不可欠であり、これらの問題が全て解決されない限り計画の進行を住民として、承認することは到底できるものではない。</p>	<p>ご指摘の通り、風力発電事業も人の手による開発行為ですので、自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (28/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15		
No.15-1	<p>なぜ経ヶ峰風力発電とせず、平木阿波・津芸濃の2事業を分けたのですか。隣接というより並び…むしろ同一の風力発電になるにもかかわらず、分けた意図は何ですか。</p> <p>例えば、土石流危険渓流の図。1事業ごとに見ると、工事区域の端に見えますが、2事業合わせると、ちょうど2事業で土石流危険渓流が挟まれる形になり、危険度が増していることが分かります。砂防指定地も同じように挟んでいて、同じことが言えます。</p> <p>また、騒音・振動・低周波の図では、平木阿波では平木まで1.7kmと表示していますが、津芸濃では表示していません。大気質調査では、津芸濃事業の最寄りの平木は1.5kmと示しています！平木はちょうど2事業の風車から近距離で、しかも挟まれる形で影響を受けることとなります。これはきちんと表示すべきです。</p> <p>経ヶ峰における風力発電の影響を過小評価させようとする意図に取れます。</p> <p>重ねて言います。2事業に分けた理由を示して下さい。以下、別紙に続きます。追紙1、2、3あります。</p>	<p>全国的に送電線の空容量がひっ迫しており、当該地域においても、周辺の送電線に十分な空容量がなかったことから、(仮称)平木阿波ウインドファーム事業および(仮称)ウインドファーム津芸濃事業はそれぞれ別の地点で送電線に連系する計画です。したがって、中部電力株式会社との契約や経済産業省への申請が別々になり、工期や工事時期も異なる可能性がある、2事業として計画しております。</p> <p>ご指摘の通り、環境影響については、2事業を実施した場合の累積的な影響について、調査・予測・評価を実施する予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (29/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15-2	<p>水環境の環境影響調査において、造成等の施行による一時的な影響時しか調査しないのは問題です。経ヶ峰は三重県の水源涵養保安林であり、津市・伊賀市の水源です。</p> <p>また、美里には美里水源の森があり、みえ森と緑の県民税を使った事業であり、一般財団法人セブン・イレブン記念財団が、美里水源の森内の三重セブンの森で、企業の森活動を行い、TOTOはどんぐりの森活動を行うなど、県・企業・地元で取り組む大事な事業を行っています。</p> <p>以上のことから、工事だけでなく、建設機械の稼働時、施設の稼働時も合わせて調査・予測が必要と考えます。</p>	<p>方法書の255頁に記載の通り、しゅんせつ工事等、河川水域における直接改変を行わず、水底の底質のかく乱による水の濁りの発生が想定されないことから、建設機械の稼働による水環境への影響は環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、林地開発許可等の許認可取得が不可欠であり、その過程で関係行政機関に土地改変、並びに河川への影響等も評価頂くこととなりますので、それを踏まえ適切に計画してまいります。</p> <p>美里水源の森事業について、情報提供いただきありがとうございます。美里水源の森自体は本事業の事業実施区域の流域外のため、本事業の実施による影響は想定しておりません。地元・行政・民間企業の連携によって、地域の資源を活かして環境教育等に取り組まれている事例として、参考にさせていただきます。</p>
No.15-3	<p>水質の調査・予測において、風力発電機の基礎・土台の情報が公表されていません。</p> <p>3,000kW級の巨大風車の土台・基礎の工事は大きく、建材もまた巨大なものになると考えます。支えるための杭を打つなら、それは何mの直径の物で、深さは何mになるか、また使われる素材も公表し、その上で水質汚染を十分調査・公表すべきだと考えます。</p>	<p>基礎の形状や仕様は今後の地質調査などの結果を基に検討してまいります。</p> <p>「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年 経済産業省)において、陸域の風力発電事業における水質への主な影響は、造成裸地の出現による濁水の発生と想定されております。本事業は、その考え方にに基づき調査内容を設定したものです。</p>
No.15-4	<p>そして水質調査において、水の濁り状況の調査が、平水時4季各1回、降雨時調査期間内各1回というのは、あまりにも少なすぎます。</p> <p>近年、豪雨はじめ異常気象が続いています。降雨の状態(降水量)ごと、また降雨時から何時間後かで、全く調査結果は違うものになることから、降雨時の調査を、降水量ごと、降雨後の何日・何時間ごとで、細かく調査すべきと考えます。</p>	<p>水質調査では、工事中の降雨時に裸地等から流出する濁水が沈砂池を通過し、放流される濁りの程度を予測・評価します。工事中的の影響の程度を評価するためには、まず現況(工事前)の降雨時における濁りの程度を把握しておくことが必要であり、この値を基準として、それより大きくなるのかどうかを評価することとなります。</p> <p>また、降雨時調査においては、降り始めから、調査地点で複数回の採水を行い、濁りのピークを把握し、そのピークの濁水の程度を越えないように、保全措置を検討します。</p> <p>なお、水質を含め、各調査項目の調査頻度等の調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (30/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15-5	<p>津市・伊賀市の水源に手を加えるというのなら、保全と補償について、必ず長期間保証することを約束・明言して下さい。</p>	<p>万が一、工事中や運転開始後に、河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。</p>
No.15-6	<p>公表されていないといえば、風車について大きさ以外特に情報がありません。いつ公表されるのでしょうか。</p> <p>そもそもどこのメーカーのものか。(すでに日本のメーカーで風車を作っているところはありませんが。)風車、基礎含めた部品、部品ごとの重さ、またそれを運ぶために必要な道幅、道の頑丈さ、風車1基あたりに必要な土台部分の広さ、深さ。捨てる土砂の量。そしてその土砂の廃棄方法、廃棄場所。</p> <p>さらに地震や異常気象に対応するための風車の強度。台風時など暴風に風速どのぐらい耐えうるものか。雷についての耐性や対策も合わせて情報が必要です。</p> <p>以上の点が分からなければ、どれぐらい環境に影響を与えるのか分かりません。早急な公表を望みます。</p>	<p>現時点では、風車の機種及び製造メーカーは未定のため、部品等についての仕様も決まっておりません。今後事業計画の熟度を高める中で、検討を進めてまいります。</p> <p>風力発電施設の設計を行う際の補足説明になりますが、現地特有の強風や地震、落雷に関する事項も含んだ、国(経済産業省、国土交通省)の技術基準に従って行います。そして、同設計に対して、第三者機関から法令適合性の認証を受けます。さらに、その認証を受けた設計に対して、国の審査を受けることとなります。その後、審査をクリアした設計で風力発電施設を建設していきます。</p> <p>今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>
No.15-7	<p>想定される影響要因として、工事の実施による影響・土地又は工作物の存在及び供用による影響において、上記でも述べた問題と共に、それ以外の問題点として、造成して作った道の維持管理は、ずっと風力発電事業が続く限り、事業主によって維持保全されるものなのか明言されたい。</p>	<p>関係機関とも協議の上、管理用道路の維持管理体制を構築し、風力発電事業が続く限り維持管理していくこととなります。</p>
No.15-8	<p>また、造成を行った際に、のり面に外来植物を植えることで、野生生物の餌を増やすことになり、頭数を増やすことになった事例がある。環境保全の意味でも、安易な外来植物での法面緑化には反対する。</p>	<p>造成後の法面の緑化に用いる植物種については、現地調査により把握した当該地域の植物相・植生を考慮したものを検討いたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (31/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15-9	<p>同じく公表されていない大事な問題で、経ヶ峰を風力発電の場所として選んだ理由のひとつとして良い風が吹く、とのことだったが、風況調査はもうされたのか。</p> <p>もしこれからだというのなら、その方法も公表すべきだし、季節、日時単位での細かい調査、しかも数年単位での調査が必要と考える。</p> <p>特に最近は今までにない台風の進路や巨大化が問題になっている。そこもしっかり考えて、風況調査を行い、場所の選出をお願いしたい。そして選んだ科学的根拠と共に、設置場所の公表をお願いする。</p>	<p>現在、風況調査を実施しております。ご指摘の通り、風況は季節を通して変化しますので、一定期間継続して観測し、その結果を基に風力発電機の配置の詳細を検討する予定です。</p> <p>今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>
No.15-10	<p>地形及び地質(土地の安定性)の調査方法において、地すべり防止技術指針(国交省)山地災害危険地区調査要領(林野庁)等に記載されている基本的な手法または解析、事例の引用を基に予測を行うとあるが、どちらも項目が多く、最終的にどの手法を用いたのかきちんと表記すべき。</p> <p>それに調査内容に、文献と空中写真情報を基の現地踏査だけでなく、地盤の固さ・地質を調べるボーリング調査も合わせて行うべきと考える。</p>	<p>ご指摘の内容については、準備書において、実施した調査及び予測における調査手法及び解析手法等についてお示しいたします。</p> <p>なお、地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。ボーリング調査等については、事業の進捗状況に応じて適宜実施し、事業計画に反映いたします。</p>
No.15-11	<p>風車の影による影響において、景観の観点も踏まえて、まずフォトモンタージュの作成公表を早急に願う。その際は、季節ごと・時間ごとの影及びブレードの反射光のイメージ画像の公表。</p> <p>同じく季節・時間ごとのストロボ現象のイメージ動画、夜間の赤色灯点滅イメージ動画の公表を合わせて出していきたい。</p> <p>その際は、近隣の平木地区・阿波地区の観測点だけでなく、景観調査を行う地点に加え、美里町内の経ヶ峰が見える地区数地点(みさとの丘学園、辰水地区の県道沿い等)、津市街の地点も合わせて公表を望む。</p> <p>そもそも景観調査で、美里町の辰水地区に一つも観察地点が設けられないのはおかしい。県道沿いなど、経ヶ峰がとても良く見える。地点の追加を希望します。</p> <p>あわせて、景観調査においては、三重県景観色彩ガイドラインに必ず照らし合わせて下さい。</p>	<p>景観の予測においてフォトモンタージュを作成するにあたっては、地域住民の皆様からのご理解が得られるよう、眺望点の選定や季節、時間、見え方等を詳細に検討した上で実施することとします。また、予測手法については、最新の技術・知見を踏まえて検討することといたします。</p> <p>なお、設置する構造物に関しては、三重県景観色彩ガイドラインを参照して選定することといたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (32/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15-12	<p>動物における影響調査で、全般的に4季(あるいは3季)各1回だけというのは、どう考えても少なすぎる。何年も続けるというのならまだしも、4季としているからにはたった1年という区切りでしかない。統計学を用いないのか。たまたま調査に行った日に、その動物の痕跡が運よく見つけれられるとは考えられない。かなりの低確率であるといえる。</p> <p>特にヤマネの巣箱利用調査など、お粗末なものである。</p>	<p>現地調査の頻度については、全国の他事例と同様の水準となっており、当該地域の動物相(対象とする分類群の全種)を把握できるよう、複数の調査地点、調査日、調査人員、調査手法等を設けております。これらの手法や結果については専門家・学識経験者に助言を仰ぐことで、客観性のある調査を担保するよう努めてまいります。</p>
No.15-13	<p>騒音・振動・低周波音の調査において、風力発電機から発生する騒音・低周波音の影響は、建設前にどのように調査または予測を行うのか。詳しい手法を公表されたい。もし建設してから調べるといふのであれば、言語道断である。</p> <p>また、低周波・超低周波は、音として認識するかどうかは別として、どのヘルツの音が、どれぐらい出るのか、距離ごと、風速ごと(風車の回転数ごと)に、事細かく公表して欲しい。</p> <p>最寄りの平木集落・阿波集落だけでなく、主要施設とされているみさとの丘学園等への影響も合わせて調査して欲しい。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日 環境省)も参考といたします。</p> <p>なお、予測は最寄りの住居を対象としますが、計算は対象事業実施区域の周囲について実施し、平面図でお示しいたします。</p>
No.15-14	<p>耐用年数がすぎたあとは、風力発電機はどうなるのか。基礎・土台も撤去し、もとの環境に戻すのか。道の整備・保全はどうなるのか。</p>	<p>資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。</p> <p>一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了し風車を撤去する場合、風力発電機は現場で解体し、全て撤去いたします。基礎については斜面の安定等も考慮しながら撤去し、土の埋戻し等の処理を行うことを想定しておりますが、具体的には地権者様や関係機関と協議の上、方法を検討いたします。</p> <p>道路については、関係機関と協議の上、原状回復する場合には、周辺植生に配慮した緑化や樹木の植栽等を行います。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (33/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.15-15	<p>工事や造成、風車の稼働音を嫌がって野生動物が里に降りることが増えるらしいです。</p> <p>経が峰の予測だけでなく、他所で風力発電開発を準備中と言うなら、開発前・後のデータがとれるのではないですか。ぜひそのデータを経が峰の調査予測に反映してください。以上</p>	<p>風力発電施設の使用による野生動物への影響については、ご指摘のとおり他事業における事後調査結果や最新の知見の収集に努めるとともに専門家等への聞き取りを行い、適切な調査・予測手法を検討してまいります。</p>
No.16-1	<p>二酸化炭素を出さないで発電できるのは良いと思うが、風力発電はほとんど電気を作れないので、わざわざ山の一部を破壊してまで作るものではないと思う。本当に作る意味はないと思う。むしろ山の環境を破壊するだけの行為だと思う。</p>	<p>風力発電機は24時間365日を通して100%の出力で運転できるわけではなく、一般的に1年を通した設備利用率は約20～30%と言われております。</p> <p>上記の設備利用率を仮定すると、本事業を実施した場合、発電できる電力量は一般家庭約1.5万世帯分の消費電力に相当します。風力発電の発電量は天候によって変動するため、実際には風力発電だけで需要家の電力をまかなえるわけではありませんが、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。</p> <p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (34/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.16-2	<p>動物のこととか考えたことはあるのか？季節に一回の動物がいるかの調査で本当に動物がいないと言い切れるのだろうか。私はそんなことはありえないと思う。あまりにずさんな制度になさけないと思った。</p>	<p>当該地域の動物相（対象とする分類群の全種）を把握できるよう、複数の調査地点、調査日、調査人員、調査手法等を設けております。また、今後の現地調査においても現地の地形や植生等を勘案し、取りこぼし・見逃しのないよう随時適切な調査区域を検討します。なお、これらの手法や結果については専門家・学識経験者に助言を仰ぐことで、客観性のある調査を担保するよう努めてまいります。</p>
No.16-3	<p>もし風車と建てたとして、将来の世代で何か起こったら責任はとれるのか？絶対責任逃れようとするだろう。もうそんな未来は見えている。自分のことだけ考えず、ちゃんと他の人や物のことを考えよ。</p>	<p>稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。万が一事故等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。</p> <p>次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。</p>
No.17		
No.17-1	<p>きょうがみねが大すきだからふう車をたてないでください</p>	<p>子供たちやその先の世代にどのような環境を引き継いでいきたいかということを考えると、化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に今以上に向き合う必要があります、再生可能エネルギーを少しでも普及拡大することが重要と考えております。</p> <p>景観への影響や登山への影響等の経ヶ峰に対する影響についても環境影響評価の中で予測・評価し、それを踏まえて環境に配慮した事業になるよう努めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (35/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.18		
No.18-1	<p>津市から見える山の景色をきれいなままで見えるように残してほしいと思います。</p> <p>小学生の登山も毎年行われているので、自然のままの景色をそのまま見れるように残しておきたいと思います。</p>	<p>子供たちやその先の世代にどのような環境を引き継いでいきたいかということを考えると、化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に今以上に向き合う必要があります、再生可能エネルギーを少しでも普及拡大することが重要と考えております。</p> <p>景観への影響や登山への影響等の経ヶ峰に対する影響についても環境影響評価の中で予測・評価し、それを踏まえて環境に配慮した事業になるよう努めてまいります。</p>
No.19		
No.19-1	<p>1. 環境影響評価実施団体に関する意見</p> <p>本事業において環境影響評価を実施する団体である三重県環境保全事業団は、産業廃棄物処理事業者であり、産業廃棄物最終処分場を保有する団体である。</p> <p>風力発電事業は建設時に産業廃棄物が発生すると思われる。つまり、当該事業団は潜在的ステークホルダーといえる。</p> <p>今回の風力発電事業における産業廃棄物を引き受けることのできる可能性があれば、環境影響評価に手心を加えることはないのか。あるいは事業者から密約をもらって、事業に有利なように調査を進めることはないのか。絶対にそのようなことがないと言い切れるのであろうか。そもそも、そのような疑いのない、完全な中立性・公平性を担保した業者を事業者は選定すべきである。</p> <p>事業者においては県内外を問わず、中立性・公平性を確保できる業者を改めて選定し、環境影響評価を実施すべきである。</p> <p>また、住民説明会の会場においては、事業者2名の出席に対して司会を含めて説明側に5名、会場内にはなお2名以上のスタッフが当該事業団から派遣されていた。事業者の担当者も名前呼び捨てにし、完全に身内扱いであった。このようにすでにして癒着が顕著にみられる当該事業団は環境影響評価を行う資格がないと思われる。重ねて業者の見直し、再選定を強く求める。</p>	<p>三重県環境保全事業団は、環境影響調査並びにその関連手続きに関し十分な経験と実績を有しております。</p> <p>また、現在実施中の手続きは、日本の環境影響評価法に基づくものであり、その法律の建付け上、環境アセスメントは環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討するもので、ご指摘の中立性・公平性については、事業を実施する当事者以外の第三者機関として国や県等の行政機関の環境影響評価の委員会に諮り、調査方法や調査結果の妥当なものか審査されることで担保されることとなっております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (36/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.19-2	<p>2. 希少コウモリへの対策に関する意見</p> <p>当事業の計画区域の直下にある旧長野隧道にはコウモリの希少種が生息しているとのことである。</p> <p>しかるに、旧長野峠隧道内のコウモリの生息状況の調査及び当隧道の耐久性の調査に関して非常におろそかである。後者に関しては一顧だにされていない。</p> <p>環境影響評価には旧長野隧道内のコウモリの生息状況の調査を行い、希少かつ多様なコウモリの棲み処となっている当隧道の耐久性の調査を行うべきである。</p> <p>当該事業者においては、この件に関してどのように調査を行うのか、ご回答いただきたい。計画を撤回するならば回答は不要である。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域としては、ご指摘の旧隧道は含まれておりません。そのため、直上に風車が設置されたり、工事関係車両等が走行するといった可能性はなく、隧道の耐久性に影響を及ぼす可能性は想定しておりません。</p> <p>なお、生息状況については、今後現地調査を実施し把握する予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (37/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.19-3	<p>3. 景観保全に関する意見</p> <p>経ヶ峰は津市民の心のよりどころともなっている。いわゆる“霊峰”である。</p> <p>地元である美里町は一昨年小学校3校が廃校になり、新たにみさとの丘学園が設立された。経ヶ峰は旧小学校やみさとの丘学園の校歌にも歌われ、長幼を問わず非常になじみの深い山である。</p> <p>また、津市の市街地からもその姿が一望でき、津市のたくさんの小学校の校歌にも歌われている。</p> <p>山頂に立てば、360度の眺望が楽しめ、市外はおろか、県外からもハイキング客が訪れる貴重な観光資源でもある。</p> <p>風力発電に意義があるとしてもあえてこの360度の眺望が楽しめる貴重な観光資源で、我々の心のよりどころともなっている経ヶ峰の近辺に当たる地域に設置する必要がないと思われる。</p> <p>当事業の巨大な風車は経ヶ峰山頂からの眺望を著しく阻害し、また峰を望む津市内からの眺望も大きく損じる。毎日拝む山々の景観が巨大な風車により害せられるのである。</p> <p>富士山を望むことのできる地域の方々が、富士山に風車が林立したとしたらどう思うであろうか？身近さで言えば津市民にとっては富士山以上の存在である経ヶ峰の価値を理解していただき、山頂や平地から仰ぎ見る景観を著しく損なう当事業の見直しを強く迫るものである。</p> <p>眺望に関して、この地域に巨大風車を建設する以上、「極力回避」することや「十分に配慮」することは事実上不可能である。このような文言を使わず、ご回答願う。</p>	<p>景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (38/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.19-4	<p>4. 水源涵養に関する意見</p> <p>計画区域を流れる長野川は津市の上水道の取水口ともなっている。ウインドパーク笠取の設置以後、土砂の堆積が著しく、三重県が稲場町内で土砂を必死に取り除いているところである。</p> <p>これに関しては津市長も意見を発しているところであるが、当事業により土砂の堆積が加速することは明白である。</p> <p>いったい、事業者はどのようにして土砂の流出を完全になくす予定なのか。具体的な対策を聞きたいのと、土砂の流出が生じた場合の損害や経費の補償を求める。</p> <p>三重県が行っている土砂の除去も我々の税負担の上に成り立っている。</p> <p>この件に関して「配慮する」や「検討する」ならびに「回避する」などの文言は使用することなくご回答いただきたい。</p>	<p>事業実施にあたっては、林地開発許可等の許認可取得が不可欠であり、その過程で関係行政機関に土地改変、並びに河川への影響等も評価頂くこととなりますので、それを踏まえ適切に計画してまいります。</p>
No.19-5	<p>5. 事業者に対する不信感</p> <p>今回、事業者は住民説明会を開催したが、その周知が非常に不徹底であった。</p> <p>美里町の自治会連合会会長には全く通達がなかった他、長野地域を除く全美里町に対して一切の通達がなかった。新聞に掲載したということだが、この世の中、新聞をとっていない家庭が多く存在することは明白である。もし、そのことに事業者が気づいていなかったとしたら、そのような事業者を信ずるには足りない。気づいて周知を怠ったのであれば、そのような事業者も信じることができない。</p>	<p>先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載や、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は皆様から頂いたご意見を踏まえ、左記の方法以外にも、例えば広報誌への掲載のお願いや、より広い地域で回覧をお願いするといった他の周知方法も含めて検討して参ります。</p>
No.19-6	<p>住民説明会での回答も、回答をはぐらかし、回避するよう努める、検討するなど、非常に心のこもっていないものであった。不十分な回答内容と誠実さのない対応に不信感を抱いた。住民説明会へも事業者は2名の派遣に留まり、環境影響評価担当事業者の三分の一以下の人数であり、しかも、はっきり言って下っ端の人間であった。住民説明会を開けばいいという意図が見え見えで、しかもそれを隠そうとしないところに不信感が増大している。</p>	<p>説明会に出席した社員は、本事業の担当として責任のある立場として参加したものです。計画段階であるため、現時点ではすぐにお答えすることが不可能なご質問もございますが、引き続き事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (39/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.19-7	<p>さらに、2月8日の安濃町の説明会では業者側に、周知徹底を行ったさらなる住民説明会の開催と縦覧期間及び意見書提出期限の延長を申し出た方がみえました。それに関して週明けの回答を確約していたところ、意見書の提出期限間近の未だに回答がない状況です。このような、回答すらしない業者を信頼することはできません(昨日2月24日時点)。また、とってつけたように本日(2月25日)に業者から回答があり、来週中(3月4日以降)に懇談する予定とのこと。それも環境評価法に基づく説明会は行わないという。はっきり言って意見書対策としか思われれない。誠意というものをどこに置き忘れているのであろうか。</p> <p>また、住民説明会では高知県の施設では全く被害などは出ていない、としていたが、当該事業者による大洞山ウインドファームにおいては健康被害を訴える住民がいるという(2018年6月18日長周新聞)。稼働中の施設の実態を知りもしない、もしくはあえて無視している事業者を私は信じることはできません。</p>	<p>回答までにお時間を頂戴してしまいましたが、ご指摘のご質問については、今すぐに説明会を行うということではなく、皆様から頂くご意見を踏まえ、弊社の見解を整理した上で、改めてご理解を頂く機会を設けるように検討している。という趣旨で回答させていただきました。</p> <p>弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け2018年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。</p>
No.19-8	<p>このような事業者が行う環境影響評価をどのようにして信じればよいのであろうか？</p> <p>事業そのものにも大いなる不信感を抱くため、当該事業者による環境影響評価及び事業を中止することを切望する。</p> <p>これは今後いかようにしても払拭できないものである。事業者が今後改めることを誓ったとしても、それ自体を信用することはできないものである。</p>	<p>今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (40/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.19-9	<p>6. 低周波による健康被害に関する意見</p> <p>当該事業者による大洞山ウインドファームでは、低周波による健康被害が発生しているという(2018年6月18日長周新聞)。このことをあえて無視したのか、本当に知らないのか、事業者は住民説明会で高知県の施設では全く被害が出ていないという。</p> <p>記事を見ると、地響きが鳴り、音がひどくて眠れないということである。隣家の住民は体調を崩して亡くなったともいう。死亡した方との因果関係はわからないが、実際に地響きに悩む住民がいるのは、地元に住むものとして非常に不安である。この事業での風車からの距離は長周新聞の記事より2倍弱離れているようであるが、敏感な人にはこの程度の距離では感じ取られてしまうのではないかと。地盤の状況によってはより強く響くのではないかなど、不安要素が大きい。</p> <p>大洞山ウインドファームも同じ3000kw級の風車である。距離や現地の地盤を調査し、実際の状況(大洞山ウインドファームの状況)も反映させ、科学的に地元の民家等へ絶対に振動が伝わらないことを証明することを求める。</p> <p>それがなされない限り、この地に風力発電施設を建設することを認めない。また、当該事業団が開発し、実際に稼働中の風力発電施設が近隣の住民が健康被害を訴えているのであるから、ガイドラインなどの引用は不要である。当事業における調査をどのように行うかお答えいただきたい。</p>	<p>弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け2018年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。</p> <p>本事業によって想定される騒音(低周波音を含む)の影響については、今後現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日 環境省)も参考といたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (41/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20		
No.20-1	<p>1. 計画段階環境配慮書に対する知事意見を述べました(仮称)平木阿波ウインドファーム・ウインドファーム津安芸事業について</p> <p>*三重県知事意見書から</p> <p>①平成30年5月8日付けで、下記の通り計画段階環境配慮書に対して知事意見を述べました。なお、知事意見及び関係市長意見(津市、伊賀市)については、平成30年5月14日から平成30年6月27日まで、環境生活部、三重県立図書館、情報公開・個人情報保護総合窓口及び各地域防災総合事務所(津地域及び伊賀地域)において閲覧に供します。</p> <p>①について</p> <p>平成30年度初から事業者と行政間で進めていたようだ。直接生活環境の影響を受ける地元自治会への連絡は平成30年12月8日、事業者説明会開催の案内書は10日前に回覧でした、地元の環境を無視した事業計画である。説明会には、環境の変化及び低周波音等の騒音影響の説明はなかった。</p>	<p>事前に行政窓口や一部の自治会の役員の方々にはご説明させていただいておりましたが、地域住民の皆様を広く対象とした説明会は先般2月に初めて開催させていただきました。</p> <p>引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。</p> <p>また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (42/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-2	<p>1-1 総括的事項</p> <p>①自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。</p> <p>*について説明会では風の状況が良いので建設を考えているだけで、三重県知事の意見書に対しての説明はなかった。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えておりますので、地域と共生できるような事業になるよう努めて参ります。</p>
No.20-3	<p>②対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画に反映させること。</p> <p>*について、全体の説明は無く既設の林道は使うとのコメントはあったが詳細は説明会には反映されず、口ごもっていた。資料を中途半端にまとめたのか、わかっているにもかかわらず説明しないのか疑問がある。</p>	<p>今後、現地調査等を踏まえつつ、各事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画の検討及び具体化を行います。</p> <p>なお、配慮書から方法書への一部区域の変更の経緯については、方法書の第7章に記載しており、風車や取付道路等は引続き事業計画検討中です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (43/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-4	<p>③累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p> <p>*について、環境調査は準備段階だけで行い、風車設置後の環境影響追跡調査を行っていない(河川の土砂の堆積及び魚及び動植物への影響、バードストライク、低周波音等の音波の健康への影響被害の調査等)追跡調査は必要である。</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています</p> <p>(http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。</p>
No.20-5	<p>④次の、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び風車基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p> <p>*については、三重県知事の意見書は文化財の調査が漏れている。低減できなければ中止でしょう。</p>	<p>対象事業区域内については、環境影響評価方法書 157～159 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。</p>
No.20-6	<p>⑤環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討する事がないようにすること。</p> <p>*追跡調査等住民への安全、安心説明及び調査はアセスには必要である。</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています</p> <p>(http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、環境保全措置を検討いたします。</p>
No.20-7	<p>2. 個別的事項</p> <p>①事業実施想定区域の周辺の住居には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>*これは、住民への安心、安全から事業者は説明会で実績を説明すべき。騒音について説明会での説明はこの部分は無かった。風車音について、既設風車を元に現場から距離ごとの音のデータを数値で示し、身体への影響について説明、住民への配慮は必要である。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成 27 年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (44/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-8	<p>②風車の影。 *について、風車の設置場所及び隣地にも影響はある。農地法は隣地に影響が出る場合は隣地の承諾が必要である。</p>	<p>風車の影による環境保全対象に対する影響については、太陽高度・方位及び発電施設の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間(年間時間数、代表的な時期の等時間日影図)を定量的に予測します。その結果については「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成25年6月 環境省)に示された指針値に基づき評価を行います。その結果、影響の回避・低減ができない、あるいは効果が十分でないと考えられる場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。</p>
No.20-9	<p>③水環境。事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変及び風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。 *これは、シーテック社ウィンドファーム笠取は平成31年2月現在、施設管理道路は土砂が長野川に流入する箇所が崩壊している。長野トンネルから経が峰、又は安濃ダムに至る地層は脆弱である。土砂の除去は安濃ダムでは8年以上不要の計画であったが3年で許容を超えている、長野川は笠取ウィンドファームが出来てからは除去が追い付いていない状況です。川は魚の住むうろはなくなり魚は減っている。(地元関係者、三重県及び津市の環境保全への問い合わせによる。)</p>	<p>事業実施にあたっては、林地開発許可等の許認可取得が不可欠であり、その過程で関係行政機関に土地改変、並びに河川への影響等も評価頂くこととなりますので、それを踏まえ適切に計画してまいります。</p>
No.20-10	<p>④鳥類調査。 *三重県布引山系には5つのウィンドファーム建設にあたって、環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初の環境アセスだけで必要な追跡調査及び、地元への聞き取り調査は行っていないので、実際の環境への影響は把握していないようだ。(名古屋気象協会、三重県環境事業団への聞き取りによる)</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (45/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-11	<p>⑤植物及び生態系。 *環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初だけで追跡調査及び、地元の聞き取り調査は行っていないことから、現実として環境への影響は把握していない。(名古屋気象協会、三重県環境事業団の聞き取りによる)</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。</p>
No.20-12	<p>⑥景観。 *文化財的調査は追加する必要があると思う。又、作ろうとする事前の季節の見学会は必要と思う。</p>	<p>対象事業実施区域内については、環境影響評価方法書 157～159 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。</p> <p>景観につきましては、まずはフォトモニタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (46/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-13	<p>3. カナダ CBC のドキュメンタリー番組 Wind Rush から、専門家 3 人のコメント巨大風車から発生する低周波・超低周波音を明確に解説している。</p> <p>①カナダ国で 28 基の風車が出来てから生活の質が変化した、精神的な偏重と睡眠の質が悪化して日中眠気があるとの結果。</p> <p>②3km 離れても被害が発生する、安全な距離は分かっていないが、イギリスでは 5km 住居から離すと制度で決められている。三重県美里町地元運転中のシーテックの風車へは 2km と近い、今回計画の風車の大きさはシーテックの 1.5 倍、住居からの距離は 1.6km と言っている。発生する騒音は風車の大きさに比例すると言われている。</p> <p>③睡眠が重要なことは医学の基礎です。眠れなくなると体全体に影響が出ると言われている。</p> <p>④環境アセスは高速道路、空港の建設については十分な調査をするが、風車の調査はレベルが低い、許可を出す前に住民への影響やデザインを十分考えるべき。騒音は耳鳴りやめまいや平衡感覚の喪失の原因と言っている。</p> <p>⑤風車は超低周波音の発生源になると言っている、体調を著しく崩す、ワシントン大学のソルト博士は近年の風車は高さが高い、風車にあたって乱流となり、超低周波音が発生しやすい、健康に長期的な影響を与える。超低周波音の測定は困難なため、距離には安全率を加算する必要がある。</p> <p>⑥オールボー大学のモラー博士は音響と電気工学の専門家で、風車の騒音はその発電能力に比例すると言っている。低周波音は窓も屋根を通り抜けると言っている。(今回のグリーンパワーインベストメント社の計画はシーテックの笠取の風車の 1.5 倍あるが、距離は 1,600m と近い。)</p>	<p>風車の影響については、国内及び海外で、多種多様な情報や考え方等が公表されています。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も含め、事業計画を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (47/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-14	<p>4.平成 25 年 4 月ウィンドファーム笠取(シーテック社)は自宅から事故風車の距離は 2km 程です。私は家の玄関に居たところ家が吹き飛ばすほどの勢いの風が吹いた、今も事故状況が Web にある書込みでは、風速 42m/s、風車のロータの回転数は 57 回転したので風車はコントロールを失い発電機本体のナセルは落下したとある。羽の先端スピードは 900km/s を超えていたとあります。</p>	<p>ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電機の事故についても、国(経済産業省)の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。</p> <p>本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。</p> <p>また、台風などの暴風時には、安全のために自動的に停止します。具体的には、ブレードを風に対して平行にすることで風の力を逃がし、風車に大きな負荷がかかるのを防ぎます。</p>
No.20-15	<p>5. 所見として ①上記の通り私はシーテック風車の事故にあった体験、今回の 3ヶ所の説明会の状況(質問に対して事業者は答弁出来ていなかった)、騒音による人体への影響、計画地の地層は脆弱(現在シーテックの管理道路は現在崩落があり行政は河川の土砂撤去に浪費している)、対象の山林は文化的及び信仰の山、地元民は心身の健康増進に日常的に使っている身近な山である。集落に近すぎる、津市の近くには計画されている様な大型風車は無く現場体験は出来ない、グリーンパワーインベストメント社は地元の会社ではないのでトラブルったときの対応能力は不安がある、そのようなことで風車計画されているので不安要素が多い。</p>	<p>ご心配されている、騒音、地形・地質、水質、人と自然との触れ合いの活動の場などを含めた環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。何かしら問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。</p>
No.20-16	<p>②平成 31 年 2 月 20 日裁判所は福島第一原発自己責任で国及び東電の責任を認めた。又日本の山林は戦後国策で多くの人工林を作った、植林後に放置した結果花粉症、災害の発生源にもなっている。何れも人災と思われる事から、グリーンパワーインベストメント社の今回の風車建設は適切ではないと思う。</p>	<p>まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (48/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21		
No.21-1	<p>1. 前例の少ない大きさの風力発電機の計画であるのに、環境影響評価の根拠に乏しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本でも世界でも例の少ない巨大な風力発電機 3,000kw 以上を多数建設する計画である。750～1,800kw 機でも 1～3km の範囲で被害や苦情が多いのに、被害が出ないとする根拠が十分ではないので示すべきである。 	<p>方法書段階までの手続きは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめた結果に基づくものとなっております。そのため、182 頁に記載したとおり、今後の手続きにおいては「設置予定の風車の諸元に基づく予測を行うことで、影響の程度を把握する」とともに、「予測結果を踏まえ、周辺住居への影響を極力低減できるよう風力発電機の設置場所や基数及び機種を検討する」ことで、事業による重大な環境影響を回避又は低減できるよう努めてまいります。</p>
No.21-2	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンパワーインベストメント現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの被害の実態を詳しく分析し、対策を示すべきである。また、説明会で「当社の高知県の施設では全く被害などは出ていません。地元の皆さんも「意外に静かだな」と言っていました。私が住んでいたデンマークとドイツでもそこらじゅうに風車がありましたが被害の話は聞きませんでした」と説明しているが、新聞報道、現地調査等から考えて、間違いであるので、率直に訂正し、分析し、防止対策を示すべきである（添付資料）。 	<p>弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け 2018 年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。</p>
No.21-3	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や低周波音、超低周波音は風向、風速、地形を考慮した予測を、自社現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの実測に基づいて示すべきである。 	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>
No.21-4	<ul style="list-style-type: none"> ・予測はシミュレーションだけではなく、自社現有の巨大風力発電機の実測データを使用するべきである。 	<p>既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (49/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-5	<p>・風力発電機間の騒音、低周波音の相互作用、干渉、増幅を実測値に基づいて予測を示すべきである。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、調査、予測・評価を行い、影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。予測にあたっては、今回の対象事業実施区域の地形等を考慮するとともに、全ての風車について計算し、それらを合成した予測値を算出します。</p>
No.21-6	<p>・風力発電機による騒音、低周波音の発生周期が特に人間に不快感や被害を起しやすとする研究(カナダなど)があるが、それについて分析し、予測を行うべきである。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしき(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日環境省)も参考といたします。なお、引き続き最新の知見の収集に努め、適切な調査・予測・評価を実施してまいります。</p>
No.21-7	<p>3. シャドーフリッカーについて ・風車に夕日が沈む、あるいは朝日が昇るのが見える周辺の非常に広範な地域でシャドーフリッカーが出る可能性がある。防止対策は「適切に対処する」というあいまいなものではなく、建設場所の変更などの具体的防止対策を示すべきである。</p>	<p>一般的にシャドーフリッカーは早朝及び夕方太陽高度の低い時間帯に大きく影響します。予測は、夏至、秋分、冬至、春分及び年間を対象に影響時間を算定します。その結果については「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成 25 年 6 月 環境省)に示された指針値に基づき評価を行います。評価の結果、影響が回避、低減できていない場合は、風力発電機の配置の見直し等による影響の軽減に努めます。</p>
No.21-8	<p>4. 環境影響調査の基礎データについて ・基本的に自前の風況ポールによる風向、風速データをまずは示すべきである。</p>	<p>現在、風況調査を実施しておりますが、風況は季節を通して変化しますので、一定期間継続して観測し、その結果を手続きで活用することを検討致します。</p>
No.21-9	<p>5. 残土処理場について ・残土処理場が示されていないので、その場所と規模を示し、環境影響評価を示すべきである。</p>	<p>今後、事業計画の熟度を高める中で、残土処理場についても検討してまいります。準備書段階では、調査結果とともにより具体的な工事内容をお示しする予定です。</p>
No.21-10	<p>6. 広大な資材置き場などについて ・広大な資材置き場が必要になると考えられるが、その場所と規模を示し、環境影響評価を示すべきである。</p>	<p>今後、事業計画の熟度を高める中で、資材置き場についても検討してまいります。準備書段階では、調査結果とともにより具体的な工事内容をお示しする予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (50/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-11	<p>7. 土砂崩れ防止対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車サイトの排水は、青山高原などで使われているポリエチレンパイプ(蛇腹パイプ)で中腹まで引いて放流する計画が多いが、これではパイプへの落ち葉、小枝、土砂の流入防止対策が不十分で、パイプに異物が詰まった場合の管理対策も不十分である。青山高原では同様の施設で、パイプが破れてあるいはパイプを伝って来た水流の影響で周辺の沢がえぐれて崩壊している事例が見られるので、違う対策を検討するべきである。 	<p>排水対策について、他事例のご紹介ありがとうございます。頂いたご意見を踏まえ、対策を検討してまいります。</p>
No.21-12	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付け道の排水対策、道路側溝、十分な面積の沈殿池の設置をするべきである。 	<p>排水については、分散排水を基本とし、取付道の排水対策、道路側溝、沈砂池の設置などを検討してまいります。</p>
No.21-13	<ul style="list-style-type: none"> ・この山の土質(岩砕が約30m積み重なっている)から考えて、法面の勾配が急すぎ、土砂崩れ対策が不十分である。土砂崩れを起こさない勾配に変更するか、工法を再検討するべきである。 	<p>今後、地形・地質、地盤調査を踏まえ、関係機関とも協議し、工法等の工事計画を検討してまいります。</p>
No.21-14	<ul style="list-style-type: none"> ・青山高原では、のり面緑化に成功している場所は稀で、土砂崩壊が起こっていない場所も稀で、9年立っても復旧工事が終わらない場所が多数見受けられる。その原因を詳しく分析した上で、それに基づく防止対策を示すべきである。 	<p>近隣の既設の風力発電所は他事業者によるものですが、公開情報の収集に努めるなどして、教訓を活かしながら、本事業の事業計画の熟度を高めてまいります。</p>
No.21-15	<p>8. 送電線関連について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変電所、開閉所、送電線の環境影響評価が必要である。 	<p>送電設備については、電気事業法において「送電用のもの」に該当します。環境影響評価法においては、「発電用のもの」を環境影響評価の対象とすることとなっておりますので、送電設備については環境影響評価では取り扱いませんが、送電線は極力既設道路に地下埋設する等、配慮してまいります。</p>
No.21-16	<p>9. 鳥類、特に猛禽類、渡り鳥の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーテックでは、大雨であろうと、濃霧であろうと、黄砂であろうと、月のはじめの3日間を調査日としており、渡り鳥調査は12月に目視で風車直下で行っていたが、 ・調査は、見通しの良い快晴の日に限り最低でも毎月1週間は実施するべきである。 	<p>猛禽類調査は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年 財)ダム水源地環境整備センター)に基づき、毎月3日間連続の調査を計画しています。</p>
No.21-17	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥調査は3~6月、9~11月に、レーダーも用いて夜間も実施するべきである。 	<p>本環境影響評価方法書にも記載しておりますとおり、現時点で春季及び秋季にレーダーを用いた調査(夜間も含め)を実施する計画としております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (51/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-18	<p>10. 特にクマタカについて</p> <p>・青山高原の自然を守る会では、青山高原で風力発電所建設によりクマタカやノスリ、ハチクマ、オオタカが激減したのに、事業者は影響はないとしている。この教訓を踏まえ、今回は当会を挙げて、諸団体と協力して阻止する覚悟である。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年(財)ダム水源地環境整備センター)に基づいた手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、必要な保全措置を検討してまいります。</p>
No.22		
No.22-1	<p>2月6日に美里町での説明会に参加した、経ヶ峰の麓、細野地区に住むものです。説明会中の色々な立場の方の意見や、その後個人的に知り得た情報より、平木阿南WF、WF津芸濃の計画に反対致します。</p> <p>クリーンなエネルギーが必要なことは理解しています。風という自然を利用する発電は当初は素晴らしいとさえ思った事もありました。しかし、形が変わってしまった山、山肌を縦走するかのような巨大な送電線、見るに堪えません。自然利用が自然を壊すなんて本末転倒です。</p> <p>青山高原に始まり桂畑地区まで風車が増殖してきた今、もうこれ以上勘弁して下さい。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>
No.22-2	<p>2018/6/18 長周新聞にある御社の大洞山WFによる低周波音での健康被害の記事についてはご存知かと思いますが、ブレードのブンブンという音は桂畑の他社の発電機で経験済みですので余計に看過できません。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音については、環境影響評価方法書270～281頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成27年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)等に従い測定し、その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (52/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.22-3	<p>また、私事ですが、他市に居りました息子が、生まれた子供のために自然豊かな故郷に戻ってきてくれました。それなのに健康被害が起こるかもしれない風力発電の建設は言語道断です。以上により断固反対を表明致します。</p>	<p>環境アセスメントの手続きを通して、騒音、低周波音、風車の影といった生活環境に影響を及ぼす可能性のある要素について調査・予測・評価を行い、健康被害を生じさせない事業とするべく、事業計画の熟度を高めてまいります。また、地域の皆様のご心配を減らすことができるよう、調査結果や計画内容についてはしっかりとご説明させて頂きたいと存じます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (53/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.23		
No.23-1	<p>1. クマタカについて</p> <p>当該風力発電はクマタカの棲息繁殖地に計画されている。</p> <p>クマタカへの影響は1) 風車への直接の衝突、2) 風車による繁殖効率の低下 3) 風車を忌避して繁殖地放棄の3点がある。方法書では風車への衝突についてどのように解析するのか明らかでない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省)」では網羅的にいくつかの手法、衝突モデルが述べられている。また、記載されている手法、衝突モデルについても「モデルの制度を野外で検証した例はほとんどなく、」(同書 P3-64)とされている。検証されていない手法に基づいての評価は極めて危険であり、クマタカの棲息、繁殖の維持を保証するものといえない。</p> <p>全国各地でクマタカの生息地に風車が立てられているが、クマタカが衝突しても、山林内では発見される確率は極めて低い。また、衝突した鳥を発見するための調査は行われておらず、風車点検時に偶然発見する程度でしかない。このような状況ではクマタカの衝突が過少に評価されている可能性は否定できない。</p> <p>また、2) 風車による繁殖効率の低下 3) 風車を忌避して繁殖地放棄については方法書で、全く記載されておらず、影響が無視されている。しかし、徳島県大河原風力発電では風車の設置後、数年でクマタカがいなくなっており、今回の計画でも繁殖地放棄が起きないとはかぎらない。また繁殖効率の低下については5年から10年の長期間の調査が必要であろうが、そのような記述は方法書にない。</p> <p>本方法書では「調査・予測及び評価の手法」として営巣環境、採餌環境、餌資源量を挙げ、評価するとしているが、手法の著述は具体性がない。とりわけ営巣環境についてはどのように評価し、風車建設による影響をどう解析するのか全く書かれていない。また採餌環境について評価と風車建設の影響をどのように算出するのか具体性がない。</p> <p>今回の方法書は著しく不備である。当計画が実行されれば、棲息繁殖するクマタカに重大な影響を及ぼす可能性が高い。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年(財)ダム水源地環境整備センター)及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年 環境省)に準拠した手法で調査、予測、評価を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (54/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.23-2	<p>2. サシバなどの渡りについて</p> <p>サシバなど渡り鳥の岬や峠など特定場所では毎年ほぼ一定な飛行が観察されるが、それ以外の内陸のルートは不安定であり、その時にその日の風向、風速、天候により、渡る個体数が著しく変化する。1年や2年の調査で、渡りを把握できない渡りへの影響を評価するには最低3年、すなわち3季の調査が必要である。</p>	<p>渡り鳥については、「風力発電のための環境影響評価マニュアル第2版」(平成18年 NEDO)及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に従い調査を実施します。</p> <p>詳細については、国や県の環境影響評価の委員会に諮り、確定した調査内容に基づき実施いたします。</p>
No.23-3	<p>3. その他の鳥類</p> <p>ヤマドリについては県内の個体数も少なく、問題が大きい。計画地の棲息密度を算出し、風車建設とそれに伴う改変により、失われると想定される個体数を算出すべきである。</p>	<p>ヤマドリについては、主にラインセンサス調査によって生息の有無の確認及び個体数を計数し、踏査距離と観察幅に面積を乗じて生息密度を算出することとしています。</p>
No.23-4	<p>以上から、本方法書に記載された内容では鳥類に対する影響を十分に把握しえない。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年 経済産業省)に準拠するとともに、鳥類については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年 環境省)や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年 財)ダム水源地環境整備センター)等に基づき、調査、予測、評価を実施するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。また、方法書や準備書の段階で国や県の環境影響評価の委員会に諮り、指摘事項等に適切に対応してまいります。</p>
No.23-5	<p>また、夜間飛翔するヨタカへの影響も評価すべきであるがこれについても記載がない。</p>	<p>ヨタカを含む夜行性動物については、夜間調査を実施することにより生息状況の把握を行い、その結果を基に予測・評価を行います。</p>
No.23-6	<p>経ヶ峰に連なるこの山城は登山、ハイキングなどの野外レクリエーションの場として利用されている。当会会員も探鳥や登山などに利用している。このような場に巨大な風車を多数設置すれば、自然に親しむ野外レクリエーションの場としての価値を著しく下げることになる。</p> <p>以上の理由から日本野鳥の会三重は現状では本計画に反対である。方法書を出しなおすか、あるいは計画を撤回すべきである。</p>	<p>登山への影響など、人と触れ合いの活動の場と与える影響については、今後環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握に努めるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (55/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.24		
No.24-1	<p>津市の西方にそびえる、経ヶ峰(819m)は古くから市民に親しまれ信仰の山としても登山ハイキングする人が絶えません。私も74歳になりますが、経ヶ峰の麓で生まれて子供のころから慣れ親しんだ山です。</p> <p>最近ではハイキングブームもあって、県内外からの多くの登山者が年間数万にいます。私が卒業した、津高等学校では昔の旧制中学時代に鍛錬のため毎年冬に雪中登山が行われていました。また市内の小中学校でも遠足で多くの子供たちが登っています。来年には津高校創立140周年記念の登山も予定されています。(前回9年前ですが、130周年記念の山頂での写真を添付します)</p> <p>計画されてる風車は登山道に面しているところが多くあります。もし事故があれば問題は重大です、今後に及ぼす影響は大きいと思います。私は、原発が停止されて再生エネルギーが必要なことは十分に分かっています。むしろ推進されるべきと思っています。だけど、経ヶ峰周辺に設置することはないでしょう、他に影響の少ない土地を探して下さい。経ヶ峰周辺への設置は、絶対に反対です。以上</p>	<p>ご理解いただいているように、再生可能エネルギーの普及拡大が急務となっており、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>経ヶ峰が地域の眺望対象となっていること、多くの登山者に利用されていることについて、本事業による影響を「景観」「人と自然のふれあい活動の場」という項目で、今後、調査・予測・評価を実施してまいります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (56/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.25		
No.25-1	<p>経ヶ峰から芸濃町側にある笹子谷林道を登山口まで観察しながら、平成18年に友人と歩きました。溪流沿いの笹子谷林道の野鳥・雑木・山野草の素晴らしさに感動して、この1年間は毎月観察に出かけました。</p> <p>実はその時にもう林道工事が始まっていて、私達が歩く林道は工事車両が走るの、道路は傷んでしまいました。</p> <p>その後台風・集中豪雨・工事の影響などで車道が通行止めも度々…やっと思えるようになったら何とあの美しい溪流は無残な姿になってしまいました。</p> <p>その後山登りに誘われこの経ヶ峰のいろんな登山道を知りすっかり経ヶ峰が大好きになりました。山の西側は自然林で私達登山者にとっては素敵なのですが、昔の山主さんは陥没崩落で植林ができないのを知ったようです。ところで今回風車の話が突然出てビックリしました。この出来るであろう林道が風車を呼び込んだのでしょうか？しかしよく調べたら平成6年～平成20年の予定で林道建設が始まったそうなのですができないので30年に延長したとか…でも現在も全然出来ていません。笹子谷林道奥の駐車場から先の工事はこの10年以上放置されてます。これで分かるようにこの山の地盤がいかに悪いか、この現場を見て欲しいです。</p> <p>せっかく出来た新しい道に穴が開いて沈没・経ヶ峰の麓の方でも壊れた箇所があります。20年以上かけても道路ができないほどこの工事は困難なのです。こんな悪い地盤に大きな風車など立てたら大変だと思います。もしこの工事が始まり途中でやはり無理だから止めようとなったら最悪です。今後東南海地震も来るかもしれません。もっと・もっと調べて頂きたいと思いません。勿論建設を止めて頂きたいです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計を行い、安全面に十分配慮してまいります。</p>
No.26		
No.26-1	<p>(1)方法書説明会で、風力発電機の基礎に500m³から600m³のコンクリートを使用すると事業者から回答があったが、正確な使用量を示されたい。</p>	<p>詳細については、今後事業計画の熟度を高める中で検討していくものになります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (57/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-2	<p>(2)方法書の説明会で、「(改良した土地は)現状回復する」と事業者から説明があった。当然、風力発電機の基礎に使用するコンクリートもすべて撤去し、現状回復するものと考えられるが、事業者からは「地権者と相談する」との回答に留まったが、先述した通り、現状回復をするのであれば、事業者の責任で、基礎に使用するコンクリートをすべて撤去し、コンクリートの重さによって変容した地下の地質も補修し、半永久的に管理すべきものとする。その旨、土地の契約書に記載すること。</p>	<p>資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。</p> <p>一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了し風車を撤去する場合、基礎については斜面の安定等も考慮しながら撤去し、土の埋戻し等の処理を行うことを想定しておりますが、具体的には地権者様や関係機関と協議の上、方法を検討いたします。</p>
No.26-3	<p>(3)この事業で土地の賃料以外に、地域住民、森林組合、自治会、自治協議会等の個人及び各種団体に、地域振興費、地元協力金、迷惑料等を支払う予定があるように聞く。詳細を示されたい。</p>	<p>弊社では地域で再生可能エネルギー事業に取り組む姿勢として、発電によって電力を生み出すことだけが目的ではなく、地域の資源を活用させていただく以上、地域振興にもつながる取り組みを地域の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>本事業については計画段階であり、具体的にどのような取り組みができるかは、事業計画の熟度を高めていく中で、地域の方々と協議しながら検討を進めてまいります。</p>
No.26-4	<p>(4)環境影響評価法施行規則第9条第1項に、「準備書の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行う。①官報への掲載②関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載③関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載④時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載」(準備書も同様)とある。今回、方法書の公告は「④時事に関する事項を掲載する日刊新聞への掲載」という方法で行われたが、方法書説明会でも指摘があったように、準備書の公告は「③関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載」という方法で行い、広く住民に周知を図るための努力すること。</p>	<p>地域住民の皆様への周知方法については、皆様からいただいたご意見を踏まえ引き続き検討してまいります。先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載に加えて、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は、関係市町村とも協議の上、ご指摘いただいた広報誌への掲載も含めて検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (58/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-5	<p>(5)平成 30 年 7 月に閣議決定された「第五次エネルギー基本計画」の 3 項で「現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーはダイヤモンドコントロール、揚水、火力等を用いた調整が必要であり、それだけでの完全な脱炭素化は難しい」とあり、また、7 項で「再生可能エネルギーを大量に導入するには様々な課題があること同時に明らかになってきている。例えば、現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーは火力・揚水等を用いて調整が必要であり、それ単独では脱炭素化を実現することはできない。」とあることから、現状において、風力発電は発電時には二酸化炭素を排出しないが、発電した電気を使用する際に、調整電源としての火力発電を通じで二酸化炭素を排出する可能性がある」と理解できる。しかし、本方法書の事業者の見解では、二酸化炭素の排出抑制効果は示されているものの、調整電源が二酸化炭素を排出する可能性については言及がなされていないが、事業者が事業実施の理由に国のエネルギー政策を引き合いに出しているところを見ると、調整電源の二酸化炭素排出については当然把握しているはずである。現に方法書に「再生可能エネルギーは、〔中略〕<u>発電時に</u>二酸化炭素を排出しないことから温室効果ガスの排出削減にも貢献できると期待されており〔後略〕」と、「発電時に」と限定して記載していることから、調整電源の二酸化炭素排出について把握していることが伺える。事業者都合のいい「二酸化炭素を排出しない」という情報だけを意図的に記載し、言い換えれば、事業者都合の悪い「二酸化炭素を排出する」ということを意図的に記載せず、住民に誤解を与えるような表現は以後改めること。</p>	<p>エネルギー基本計画の中では、この先の日本全体のエネルギーをどのようにまかなっていくべきかというエネルギーミックスについて議論されております。</p> <p>引用頂いている文章の前段には「エネルギー情勢は時々刻々と変化し、前回の計画の策定以降、再生可能エネルギーの価格が世界では大幅に下がるなど大きな変化につながるうねりが見られるが、現段階で完璧なエネルギー源は存在しない。」との前置きがあり、現時点では火力、原子力、再生可能エネルギーのどのエネルギーも万能でないという趣旨になっています。</p> <p>確かに、現時点で再生可能エネルギーは万能ではなく、再生可能エネルギーだけで日本の電力全てをまかなうことはできません。太陽光や風力などは出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整が必要になるのはご指摘の通りです。しかし、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながり、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (59/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-6	<p>(6) この事業により発電された電気を使用することにより、どこかの火力発電所の出力が抑えられ、どれだけの量の二酸化炭素の排出が抑制されるのか、具体的なデータを示されたい。また、売電先の中部電力は調整電源の火力発電を確保していないように思う。つまり、売電された電気は使用されていないということになるが、事業者が売電した電気を中部電力が使用するという根拠を示されたい。仮に、売電した電気を中部電力が使用するかどうか不明なままに、事業を推進するというのであれば、まさに金儲けが目的の事業であるということになる。</p>	<p>固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電した電気は電力会社が買い取ることが約束されます。本事業によってつくられた電気については、中部電力(株)の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられます。</p> <p>電気は基本的に貯めることができないので、需要と供給のバランスを保つ必要があります。もし需要以上に発電され電気が余る場合には、あらかじめ決められた順に、電源を確実に制御するという「優先給電ルール」が設けられています。再生可能エネルギーが制御される順番は、火力発電の制御や他のエリアへの融通などよりも後ろに位置付けられており、優先して利用することが担保されています。送電ネットワークは多数の発電所や需要家から構成される複雑なものであり、本事業によって発電した分、どの火力発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (60/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-7	<p>(6)方法書説明会には、株式会社グリーンパワーインベストメントから2名が出席していたが、その内1名はかなり訓練されている様子で、時に厳しい意見があろうが終始無表情で淡々と機械的に対応していたが、もう1名は説明会開始前から目が充血しており、また目が泳いでおり、訓練不足であることが容易に想像できた。このように、自らの感情を殺し、ロボットのようにインプットされた情報をアウトプットすることを繰り返すような、謂わば「スキル」を身に付けなければ、成し得ることができない事業が果たして世のため人のためになるのだろうか。この事業は一民間企業の金儲け、あるいは株式会社日本政策投資銀行(財務省の最重要の天下り機関といわれる)をはじめとする株主の金儲けが目的の事業ではないのか、ということを問う。また、環境影響評価方法書を委託された事業者である一般社団法人三重県環境保全事業団からは津市出身の職員(野生植物に造詣が深いという)をはじめ複数名が出席していたが、彼らは説明会で多数の反対の声を聞いても、同じ三重県民として、また自然を愛する個人として、今後もこの事業に関わっていくのであろうか。企業人としての心情は慮るが、しかし、一民間企業の金儲けに加担し、自然環境を取り返しが付かない状態にしてもなお、どうしてもその仕事をしなければ食っていけないのか、ということを問う。また、子どもたちに胸を張って伝えられる仕事なのか、ということもあわせて問う。以上</p>	<p>次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。</p> <p>本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (61/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.27		
No.27-1	<p>「環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見」</p> <p>私は、現在年々顕著になっている「地球温暖化」はとても大きな問題で、その防止のためには、自然再生エネルギーへの転換、拡充は必須だと考えています。従って、青山高原一帯で開発されているような風力発電所も必要であるとは思いますが。しかし、その開発で重要なことは、風力発電所などの自然再生エネルギー発電も、本来、人間の暮らしの為に作られるものである以上、人間の暮らし、および周辺環境への影響が最小限となるような、バランスの取れた調整がとても重要、必要不可欠であるということです。自然再生エネルギーであれば、どこでも作って良い訳ではありません。周辺地域の暮らし、歴史、自然環境への十分な配慮をして、計画されるべきだと考えます。</p> <p>そういう意味において、今回の「平木阿波ウィンドファーム」は、周辺への影響が大き過ぎると感じました。そこで「平木阿波ウィンドファーム」計画は撤回、事業は中止すべきであると考えます。その理由は次の通りです。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>
No.27-2	<p>・『景観』について</p> <p>「経ヶ峰」は津市の名峰で、市街地からの眺め、あるいは山頂からの眺めが素晴らしく、古くから津市民を始め多くの方から愛されている山です。その周辺での直径 100mの大規模風力発電所は、山頂からの 360 度パノラマの素晴らしい景観が台無しになってしまいます。また、市街地から経ヶ峰を仰ぎみたときに山裾に巨大な風車があるのはなんと興ざめな気持ちを抱くことでしょう。</p>	<p>経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
No.27-3	<p>・『リクレーション』について</p> <p>「経ヶ峰」はハイキングコースとして親しまれており、登山ルートも様々な方向から登れるよう整備されています。「平木阿波ウィンドファーム」周辺にも登山ルートがあり、本来、野鳥のさえずり、溪流のせせらぎを楽しめる所に、風切り音が不気味に響き渡り、近くを散策するハイカーには恐怖感すら感じてしまいます。</p>	<p>経ヶ峰の登山ルートへの影響については、今後の手続きにおいて、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (62/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.27-4	<p>・『自然生物環境』について</p> <p>「経が峰」周辺には、まだ多くの豊かな自然環境が残されており、現時点では生物多様性が維持されています。当地域は、クマタカの生息地、および渡り鳥のルートであると聞いています。すでに青山高原には 90 基程度の巨大風車があり、そこでバードストライクなどの被害があるとのこと。その青山高原に隣接する「経が峰」エリアに、大規模な風車を作ってさらに被害を大きくする意義は無いと思います。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類や渡り鳥への影響については、近隣多事業の環境影響評価図書・事後調査報告書等の情報を収集するとともに、「猛禽類保護の進め方」（平成 24 年 環境省）や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」（平成 21 年 財ダム水源地環境整備センター）等に準拠した手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握し、必要な保全措置を検討してまいります。</p>
No.27-5	<p>・『経が峰の歴史』について</p> <p>「経が峰」は、古くから聖地として大事にされ、信心深い武士が山裾に「お経」を埋めたことがその名前の由来であるとされています。このように地域に大事にされ愛され続けている山なのです。その山に「巨大風車」はどう考えても似合いません。</p> <p>以上です。どんな事業であっても、「社会への貢献」が本質であると思いますし、だからこそ、事業者側の方にとっても、地域に喜ばれる事業になるかどうかは、とても重要なことであろうと思います。ご検討、よろしく願いいたします。</p>	<p>今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様と共生できるような事業になるよう努めて参ります。</p>